

JICA 環境社会配慮ガイドライン第十回改定委員会

平成十五年六月二十日（金曜日）

午後二時開議 青年海外協力隊広尾訓練センター

出席委員（敬称省略）

共同議長／委員	國島 正彦	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
共同議長／委員	原科 幸彦	東京工業大学総合理工学研究科教授
ビューロー／委員	片山 徹	社団法人海外環境協力センター専務理事
ビューロー／委員	山田 彰	外務省経済協力局無償資金協力課長
委員	吉田 恒昭	拓殖大学国際開発学部教授
委員	村山 武彦	早稲田大学理工学部複合領域教授
委員	作本 直行	アジア経済研究所主任研究員
委員	佐々木 英之	社団法人海外コンサルティング企業協会 環境部会代表
委員	西井 和裕	フィリピン情報センター・ナゴヤ
委員	松本 郁子	FoE Japan
委員	松本 悟	メコン・ウォッチ
委員	小川 晃範	環境省地球環境局環境協力室長
委員	田中 研一	国際協力事業団 国際協力専門員
委員	稲葉 一雄	国土交通省総合政策局国際業務課長
	深田 博史	国際協力事業団 企画・評価部長
	富本 幾文	国際協力事業団 企画・評価次長
ビューロー	鈴木 規子	国際協力事業団 企画・評価部環境女性課長

欠席委員

ビューロー／委員	川村 暁雄	APEC モニターNGO ネットワーク
委員	石田 恭子	環境・持続社会研究センター
委員	高橋 清貴	日本国際ボランティアセンター
委員	澤井 克紀	国際協力銀行環境審査室環境2班課長
委員	櫻井 繁樹	経済産業省貿易経済協力局技術協力課長
委員	藤森 祥弘	国土交通省総合政策局国際建設課長
委員	木下 良智	農林水産省総合食料局国際協力課長
委員	沼田 幹男	外務省経済協力局技術協力課長
委員	河野 章	外務省経済協力局国別開発協力課長
委員	森嶋 彰	広島修道大学人間環境学部教授

- ◇-----
- **國島共同議長** それでは定刻を少し過ぎましたので、JICA 環境社会配慮ガイドライン 第 10 回改定委員会を始めさせていただきます。本日は委員の皆様、お忙しいところお集まり頂きまして、ありがとうございます。委員会の共同議長は、原科共同議長と私、國島ですが、本日の委員会は國島が議事進行を司らせて頂きます。

本日、お手元には 1 種類の綴じてある資料が配られておりますが、その 1 ページ目、「第 9 回改定委員会以降の事務報告」について、最初に事務局から報告をお願い致します。

- **事務局 鈴木 (以下 鈴木)** それでは、第 9 回改定委員会以降の事務報告をさせていただきます。1 ページをめくって頂きまして、2 ページ目です。2 ページ目の一番上に「1.」と書いておりますが、提言起草グループの第 2 回の打ち合わせが 6 月 16 日に開催されました。小川委員、松本委員、吉田委員、氏家委員 (代理) の各委員が参加されまして、JICA はオブザーバーとして参加させて頂きました。ガイドラインの理念、提言の骨子案、ガイドラインのイメージについて打ち合わせが行われております。ご報告は後ほどということになっておりますので、ご紹介だけさせていただきます。以上です。

- ◇-----
- **國島共同議長** はい。引き続きまして、「2.ビューローによる打ち合わせの報告」をさせていただきます。その前に今、2 ページ目の「(1) 提言起草グループ」以下文章が書いてあります最後に、資料 (EC.10/2) となっておりますが、これは (EC.10/3) の間違いですのでご訂正下さい。

それでは、2 番目の「ビューローによる打ち合わせの報告」をさせていただきます。本日ビューローでは、今日の委員会を含めまして今後の議論の進め方について打ち合わせを致しました。これからの進め方ですが、「3.論点の協議」は大きく「手続き」という枠で括っておりますが、ご覧になって頂いておりますように、「1.環境社会配慮の確認と支援」、「2.情報公開」と続き、「6.フォローアップ」まで、それぞれ非常に重大な議題が書かれておりますが、進み方としまして、この後お手元の資料「II.手続き」の 1 から 6 までの事務局が作成した資料を、一回包括的に全体を説明して頂いた後に、この 1 から 6 までの項目を 1 つずつ順番に説明して頂きたいと思っております。ですから今日は、「1.環境社会配慮の確認と支援」について議論をしたいと思っております。

本日は、全般的に 1 から 6 まで説明したあと、1 の項目の議論に入ることについて、お手元にある今日お配りした資料の中に、環境省の小川委員、メコン・ウォッチの松本委員、同じくメコン・ウォッチの福田様から、書面でご意見やこれから注意しなければならないことの見解をされた方がいらっしゃいますので、最初に提出して頂いた書面の資料に従ってご説明して頂いたあとに、委員の方からのご意見を頂きたい。そのように進めるのがいいだろうということを、ビューローの打ち合わせで審議し、合意を得たということでございます。ビューローの打ち合わせ通り、お手元の資料「II.手続き」

について、事務局から包括的に説明して頂きたいと思います。重ねて申しますが、その後の議論は「1.環境社会配慮の確認と支援」というところから順番に進めていくということでございます。それではお願い致します。

-----◇-----

- **鈴木** それでは、お手元の資料「EC.9/3 rev.」と書いてありますページでございます。この資料 3 ページ目の、下に 1 と番号がふってあるところからご説明申し上げます。この「rev.」としましたのは、「9」は第 9 回にお配りした資料でございますが、その後の改定委員会の議論をふまえて JICA で若干検討を重ねて、内容を変更してあるところがございますので、「rev.」というように致しました。これに基づいてご説明致します。JICA では、それぞれの項目についてどのように考えているかという方針や考え方を示すものでございます。

まず「II.手続き」の「1.環境社会配慮の確認と支援」というところでございます。「1.1 環境社会配慮の適切性を確認するための基準」ということで、JICA はどのように、この環境社会配慮の適切性を確認していくのか。そのための基準は何かということ、環境社会配慮の内容に関し、相手国政府等が定めた環境に関する法令や基準等を遵守しているかどうかを確認する。相手国の法令をまず確認する。さらに、国際機関、地域法令、日本等の先進国が定めている基準や類似事業の事例等を参照する。環境社会配慮の内容が、それらの基準や類似事業の事例等と比較し大きな乖離がある場合には、より適切な環境社会配慮を行うよう、相手国政府や事業実施主体者に対話を通じて働きかける。相手国政府の基準をまず確認した上で、その他の国際的な基準等に鑑みてどうなっているのか。問題がある場合、大きな乖離がある場合には働きかけを行うという点でございます。

次が手続きでございます。この手続きは、従前からお話しておりますプロジェクトの各段階におきまして、どのように環境社会配慮を行っていくかということを書いたものでございます。本ガイドラインの対象事業の範囲は、開発調査、無償資金協力、技術協力プロジェクトとすると考えております。(1) プロジェクトサイクルの要請確認段階。これは、上流の部分で要請書といったものを、日本政府、それをお助けする形として JICA が受ける段階の議論でございます。まず JICA は、外務省を通じて在外公館に、要請を受け付ける際は環境社会面の情報を入手するように要請する。これは要請書段階で、様々な環境社会配慮の項目をもっと付け加えなければならないのではないかという議論が委員会でありましたことを受けて、このような整理にしております。

その後、我が国外務省に対して途上国から要請された事業について、JICA は、事業概要と立地環境及び相手国政府の環境アセスメント法の内容等の情報を確認し、事業特性と地域特性に基づきスクリーニングとカテゴリ分類を行った上で、環境社会配慮の観点からの意見を我が国政府に具申する。ここで手元にある紙上の情報に基づいて、スクリーニング、カテゴリ分類を行い、この事業はこのような内容であるといった、環境社

会配慮面からの意見を外務省に出すということでございます。その際、必要な情報が不足する場合には、相手国に照会するというのが1つ。また、必要な場合は、JICAは調査団等を派遣し、資料収集、現地踏査、利害関係者へのインタビューなどを行い、環境社会面の調査結果を外務省に報告する。書面で審査をし、カテゴリ分類を行います。情報が足りない場合には相手国に照会、あわせて調査団を派遣して調査を行うということでございます。これが要請を受けた時の段階でございます。

その次の(2)プロジェクトサイクルの準備段階。これは開発調査の事前調査・本格調査、無償資金協力の予備調査・基本設計調査、技術協力プロジェクトの事前調査段階というところになります。①JICAは、採択された事業について、事業概要と立地環境、環境社会配慮に関する法体系の枠組み、実施体制（この中には予算、組織、人材、経験を含みます）、及び情報公開や住民参加の制度的枠組みを、相手国政府との協議、ならびに現地調査を通じて確認する。②JICAは、カテゴリ分類に従って必要となる環境社会配慮の業務について、相手国実施主体者が担当する内容、JICAが支援する内容を先方政府と協議の上決定する。環境アセスメントに関する審査・承認の手続きは相手国実施主体者が行う。これは、採択された事業は実際において、環境社会配慮を行っていく上で、相手国政府が行うもの。例えば相手国の法に基づいた環境アセスメント法。先日、「法EIA」という言葉を使ったことがあります。そこについての審査・承認についての手続きは、あくまでも相手国の実施主体。ただしJICAとしては、それを支援する。その内容について、相手国と合意して決定し、その後、③決定した支援の内容に基づき、相手国が行う環境アセスメントへの支援、ならびに環境社会配慮に係る人材育成等を行うと考えております。ここまでの開発調査、無償資金協力、技術協力プロジェクトの事前調査段階のお話でございます。

その後の④のところは、実際に調査終了後の部分を付け加えております。無償資金協力においては、基本設計調査終了後、相手国が行う環境アセスメントの審査状況を確認する方法（技術協力も含む）を検討していきたいと考えております。これは基本設計調査が終わった後に、先方政府が先方の法EIAや、先方政府の法律に基づいた環境アセスを行っていくにあたって、それがどのように進んでいるのかということ、何らかの形で支援が可能かどうかということを検討したいということでございます。

次が開発調査でございます。⑤開発調査についても、本格調査終了後、基本的にはJICAの手を離れますが、相手国の本格調査がJICAの提言に基づいて、あるいは基づかず相手国が環境アセスを行っていくわけですが、それがどう審査が進んでいるかを確認する方法を検討していきたいと考えております。

(3)がプロジェクトサイクルの実施・監督段階でございます。ここは、JICAは先程の開発調査、無償資金協力、技術協力プロジェクトでいきますと、技術協力プロジェクトだけが該当することになります。資料の「EC.9/3 rev」の9ページ目に、以前から使っている資料でございますが、「プロジェクトサイクルとJICAプロジェクトの関係」

という表を載せております。上から 2 つめの準備段階までは今ご説明したところで、これからご説明するところは、審査以降の「審査」、「交渉」、「承認」、「実施・監督」というところがございます。①JICA は、事業実施主体者が行う重要な環境影響項目についてのモニタリング結果を確認する。これは技術協力を行う過程で、モニタリングを適切に行っていくということでございます。そのあとに、②JICA は、事業実施主体者が行うモニタリングや環境保全対策について、支援が必要な場合は、その内容を先方と合意した上で必要な支援を行う。技術協力を通じて支援を行うということでございます。

(4) が評価段階ということで、お手元の資料 9 ページの一番下の部分ですが、プロジェクト終了後 3～6 年後にだいたい評価というものは想定されますが、JICA は、自然・社会環境への影響が、準備段階で予想されたものであったかどうか確認し、採用された影響緩和策の効果について評価する。これは、本格調査ないしは、基本設計調査等で想定された影響といったもの、あるいは改善策といったものが、どのようなものであったか、実際にどのような措置が取られたかということを確認・評価するといったことでございます。以上が手続きの段階に分けた配慮の支援と確認の部分でございます。

次が「1.3 カテゴリ分類」でございます。カテゴリ分類は、基本的に JBIC で使っているのと同じくカテゴリ分類に準じております。若干分野・セクターについては変えておりますが、準じたものとなっております。まずカテゴリ A につきましては、環境への重大で望ましくない影響のある可能性を持つような事業はカテゴリ A に分類される。また、相手国政府等が定めた環境に関連する法令や基準等で、環境アセスメントの実施が必要となる事業はカテゴリ A に分類される。影響は、物理的工事が行われるサイトや施設の領域を越えた範囲に及びうる。カテゴリ A には、原則として、影響を及ぼしやすいセクターのプロジェクト、影響を及ぼしやすい特性を持つプロジェクト及び影響を受けやすい地域あるいはその近郊に立地するプロジェクトが含まれる。

別紙 1 ということで「EC.9/3 rev」の 7 ページに、今申し上げました影響を及ぼしやすいセクター、特性、そしてその次のページに地域というのを入れております。このセクターのところでは、JBIC のものと若干変えております。JBIC で実際にされております鉱山開発等、そういったセクターはほとんど JICA で扱っていない部分も多いので、そこは JICA として通常扱うようなもの、それから現在事前調査が持っております 20 のガイドラインを参考にしつつセクターの仕分けをしておりますが、ほとんど JBIC のものと同じでございます。JICA と関係のない、ほとんど行わないセクターは省かれているということでございます。あとの特性・地域については、JBIC の部分をそのまま準じて記載しております。これがカテゴリ A に分類されるセクター、プロジェクト、特性、地域でございます。

次は、元に戻りましてカテゴリ B でございます。環境への望ましくない影響が、カテゴリ A の事業に比して小さいと考えられる事業はカテゴリ B に分類される。一般的に、影響はサイトそのものにしか及ばず、非可逆的影響は少なく、通常の方策で対応できる

ものと考えております。

カテゴリ Cでございます。環境への望ましくない影響が最小限かあるいは全くないと考えられる事業。以下に属する事業は原則として、カテゴリ Cに分類されると整理しております。これは世銀のカテゴリ Cのところを参考にさせて頂いておりますが、①教育訓練（人的資源開発）、②保健、③栄養、④制度開発、⑤既存設備の維持管理といったものがカテゴリ Cになりうるかと思っております。ここは重要なところでございますが、スクリーニング後でも、配慮すべき環境影響が新たに判明した場合などは、当然ながら必要に応じ JICA はカテゴリ分類を変更することがあり得るということも考えております。あと※をつけている部分でございますが、ここはまさにどうしようかという点でございますが、我々は環境保全を目的とする事業を行っております。環境林の造成や生態系保全。こういったものを A、B、C 以外に新たなカテゴリとして、分類する必要があるかどうか。我々としてはその必要はなく、このガイドラインはむしろ環境に対して好ましくない影響を与えるといった場合だけを想定して、積極的な環境保全案件というものはあえてカテゴリ分類する必要はないのではないかと考えております。ここは是非委員の皆様にご議論頂きたい点でございます。

次が、「1.4 カテゴリ分類に応じた環境社会配慮の確認と支援」ということでございます。スクリーニング後、以下のようにカテゴリ分類にしたがって環境社会配慮の確認と支援を行うという点でございます。まずカテゴリ A につきましては、プロジェクトサイクルの準備段階（事前調査、本格調査、開発調査）において、事業実施主体者が情報公開とステークホルダーの参加を重視し、環境社会配慮の体制（予算、組織、人員）を有していることをまず確認する。また、環境と地域社会に及ぼす影響を調査・予測し、その影響を回避または低減するような対策を講ずるように先方に働きかけを行う。ここで事業実施主体者の環境アセスメント実施能力が不足している場合、JICA は必要なプロセスを経て環境アセスメント報告書が作成されるよう、事業実施主体者と協議の上決定した内容を支援するという点でございます。積極的な技術協力の支援で、先方に対する環境アセスメントの能力向上を支援していくという点でございます。

また、大規模な非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合には、住民移転に係る基本計画等についても作成される必要があるため、これについても事業実施主体者と協議の上決定した内容を支援する。更に、環境社会配慮に係る事業実施主体者の人材育成といったものも必要に応じて支援を行うと考えております。プロジェクトサイクルの実施・監督段階（技術協力プロジェクト）につきましては、先方が行うモニタリングの結果を確認するとともに、必要に応じて、モニタリングや環境保全対策を先方が実施する上での支援を行うと考えております。評価段階は、環境と地域社会への影響が環境アセスメント報告書に予想されたものであったかどうかを確認し、採用された緩和策の効果について評価するという点を考えております。

次がカテゴリ B でございます。これは、事業実施主体者が行う環境社会配慮の範囲と

いうものは、カテゴリ A よりも狭くなりますので、環境アセス自身は必ずしも必要ではない。しかし事業がもたらす可能性がある環境影響につきましては、この影響を回避または低減するための方策を検討することは必要と考えておりますので、JICA はプロジェクトサイクルの準備段階と実施・監督段階及び評価段階において、今申し上げましたカテゴリ A に準じ、必要な項目について環境社会配慮の確認と支援または評価を行っていきたいと考えております。

カテゴリ C につきましては、スクリーニング以降の環境社会配慮の確認と支援は省略されると考えております。以上が環境社会配慮の確認・支援というところでございます。

次が「2.情報公開」についてご説明申し上げます。「2.1 情報公開の基本的考え方」ということでございます。JICA は、環境社会配慮に関して利害関係者に説明する責任を全うするために、相手国の了解を取り付けた上で、その下にある「2.2」で示します時期と内容でウェブサイト上に情報を公開致します。必要と判断した場合は、ウェブサイトで公開する以外に、事業地の近辺で報告書等を閲覧可能としたり、説明会を開催する等を通じて、利害関係者への情報の提供を行っていきたいというように考えております。

「2.2 時期と内容」でございます。環境社会配慮に関して影響を持つ可能性がある事業につきましては、原則として以下の時期及び内容で、関連する情報をウェブサイト上で日本語と英語で公開するというのを考えております。これはそれぞれの時期の要素が若干異なりますので、開発調査、無償資金協力、技術協力プロジェクトに分けております。開発調査については、①全事業について、案件の採択決定後ならびに S/W の締結後、速やかに事業の名称、国名、事業と地域の概要、カテゴリ分類とその根拠を公開するというでございます。②カテゴリ A と B に分類された事業については、プロジェクトサイクルの準備段階が終了した段階（開発調査の本格調査が終了した段階）で、環境社会配慮に関する情報を速やかに公開するというのを考えております。

無償資金協力につきましては、①全事業について、採択決定後、速やかに事業の名称、国名、事業と地域の概要、カテゴリ分類とその根拠を公開する。②カテゴリ A と B に分類された事業については、プロジェクトサイクルの準備段階が終了した段階（基本設計調査が終了した段階）で、環境社会配慮に関連する情報を速やかに公開する。ここで基本設計調査に先立ちまして、予備調査が行われた場合には、予備調査終了後、速やかに環境社会配慮に関する情報を公開すると考えております。

技術協力プロジェクトでございます。①全事業について、採択決定後ならびに R/D 締結後、速やかに事業の名称、国名、事業と地域の概要、カテゴリ分類とその根拠を公開する。②カテゴリ A と B に分類された事業については、プロジェクトサイクルの実施・監督段階の中間時点と終了時点（JICA では通常、中間評価と終了時評価というものを行っております）の段階でモニタリングと環境保全対策の実施状況というものの情報を公開していきたいということです。③評価段階におきましては、環境と地域社会への影響がプロジェクトサイクルの準備段階で予測されたものであったかどうかを確認し、採

用された緩和策の効果について公開するという事を考えております。これがまず情報公開の基本的な考え方です。

次に相手国政府に求める情報公開という点でございます。基本的な考え方としては、JICA は、先方実施機関に対し、相手国の情報公開の制度にしたがって環境と社会に関する情報を公開するように要請していくという事を考えております。時期と内容ですが、JICA は先方実施機関に対し、相手国の情報公開の制度に従って、適切な時期に適切な内容を公開するように要請する。これは、なかなか時期を規定するのは現段階では難しかったので、適切な時期に適切な内容と書いております。中でも環境アセスメント報告書の公開にあたりましては、原則として地域の人々が理解できる言語と様式にする書面が作成されるように要請していきたいと考えております。

次が情報公開にも関連しますが、「4.ステークホルダーとの協議」でございます。ステークホルダーといった時に何が対象になるかということですが、事業対象地に居住する住民（不法居住者を含む）、意見を有する国際及び国内の NGO や学術機関、関連する政府機関（中央・地方行政機関）ということを考えております。

協議を実施する時期でございますが、カテゴリ A につきましては、プロジェクトの準備期間、実施期間。資料の「機関」という漢字が間違っております。これは左側の準備期間と同じ「期間」でございます。実施期間を通じて必要に応じてステークホルダーとの協議が行われるべきであるが、特に環境影響評価項目選定時（スコーピングを意味する）と環境アセスメント報告書の素案作成直後（ドラフトの環境アセス報告書）の 2 回行うことを JICA の協力の要件と致しまして、JICA は必要に応じて技術的な支援を行うと考えております。カテゴリ B については、ステークホルダーとの協議が望ましいということですが、必須ではないと考えております。

情報公開と上との関係でございますが、JICA は協議の実施に関しまして、ステークホルダーに対して事前に十分な情報が公開されていること、協議記録等が作成されていることを確認していきたいと考えております。

次が「5.モニタリング」でございます。事業実施主体者が環境社会配慮を確実に実施しているか確認するために、JICA は、カテゴリ A 及びカテゴリ B の事業につきましては、プロジェクトサイクルの実施・監督の期間、重要な環境影響項目につきモニタリングの結果を、事業実施主体者を通じて確認する。必要に応じて、JICA が自ら調査を実施することもある。これは、技術協力プロジェクトの実施を意味致します。第三者等から、環境社会配慮が不十分である等の具体的な指摘があった場合には、JICA はその指摘を事業実施主体者に伝達するとともに、適切な対応を働きかけたい。その事業実施主体者が対応する際には、公開のプロセスで指摘事項の事実確認と結果、対応策の検討、事業計画への反映がなされたことを確認していきたい。こういった事業実施主体者がモニタリングを行う上でその能力が不十分な場合には、JICA は技術の取得等の人材育成を含めて、モニタリングに関連する活動を支援したいと思っております。

説明の最後になります、「6.フォローアップ（協力終了後の追加的な支援）」でございます。開発調査の場合、何度も繰り返しておりますが、プロジェクトサイクルの準備段階の事業になりますので、その終了後から評価段階までというのは、資金協力機関が担当する。これは円借款であれば JBIC、あるいは国際金融の関係であれば世銀等、そういった資金協力の機関が担当することになります。また、無償資金協力の場合は、基本設計終了後、実施促進（契約が適切に行われているかどうかの契約実施促進状況）の部分を JICA が担当しまして、審査段階から評価段階までを外務省が担当するということになります。両方の事業ともプロジェクトサイクルの準備段階以降というものは、別の機関が担当することになりますが、ここで JICA が事業実施主体の環境アセスメントの審査状況（JICA の手を離れた部分）について、どのように環境アセスメントが進んでいるのか、どのように審査が進んでいるのかの確認をするためのフォローアップがどのように可能かということを検討したいと考えております。

技術協力プロジェクトにつきましては、プロジェクトサイクルの準備から評価段階まで一貫して JICA が担当するということになりますので、終了時評価の結果、追加的な支援を行う必要があると判断される場合には、これはまさに評価の段階の最後のあとでございますので、機材のスペアパーツの供与や修理、技術指導といったフォローアップを行うことを考えております。以上がご説明でございました。あとは先程申しましたように、セクター、プロジェクトサイクルと JICA のプロジェクトの関係を示しております。以上でございます。

- **國島共同議長** どうもありがとうございました。内容のご意見は再三申しましたように、後ほど伺いますが、今のご説明の内容そのものについて、意味が通らない、理解が出来ないというようなご質問がございましたらお受け致します。どうぞ。
- **原科共同議長** 質問なのですが、5 ページの「4.ステークホルダーとの協議」のところですが、2 回パブリックコンサルテーションを行うという概念だと思います。「4.2」の 2～3 行目で「ステークホルダーとの協議が行われるべきであるが、特に環境影響評価項目選定時と環境アセスメント報告書の素案作成直後 2 回」ということは、これは前のスコーピング段階という概念でよろしいでしょうか。これはあとで議論するかと思いますが、表現を変えた方がいいと思います。それから、次はいわゆる準備書段階ということですか。はい、わかりました。
- **國島共同議長** 他に何かご質問はございますか。はい、松本委員どうぞ。
- **松本委員（メコン・ウォッチ）** メコン・ウォッチの松本です。3 ページの※のところの確認です。JICA とすれば、環境保全を目的とする事業については、スクリーニングをする必要がないという意見だということかどうかを、もう一度確認させて下さい。
- **鈴木** 当然ながら、どのような A、B、C といったカテゴリ分類をするという意味では、スクリーニングをする必要はないのではないかと考えております。ここはご意見を頂きたいところでございます。JBIC の場合、これは F（ファイナンス）のカテゴリとか、

カテゴリ N という A、B、C 以外のことについて、改定委員会で議論されていたかと思
います。これ用に 1 つカテゴリを作って行う必要があるのか。むしろカテゴリ C という
中に盛り込みうるのかということに考えるのかということでございます。

- **原科共同議長** すみません、よろしいですか。今のところですが、C ではなく、A でも
B でも C でもどれかに成りうるのではないのでしょうか。自動的に C とは限らないと思
います。環境保全のものでも、同時に大きな影響を与えるものもあります。特に影響を
受けやすい地域の場合は。例えば下水処理場を作る等ということには、場合によっては
相当影響があります。
- **鈴木** 下水処理場を作るのは、環境保全の事業とは位置づけてはいないのですが。
- **原科共同議長** そうですか。A、B、C 以外の判断はせず、A か B か C かを分けるとい
うことですか。
- **鈴木** はい。そういうことでいいのではないかということですか。
- **原科共同議長** そのようなことなら分かります。
- **國島共同議長** 吉田委員、どうぞ。
- **吉田委員** 拓殖大学の吉田です。今の環境保全の事業について、例えばスリランカでは
野生の象を保護することになると、時として住民を襲って何人も死んでしまうわ
けです。環境保全事業のそのものの目的は健全で、環境保全の視点から見ると、まさに
環境保全の事業なのですが、実際には住民の既得生活に対してはかなり大きな負のイン
パクトがある。日本でも鹿が異常繁殖して、住民との間に摩擦がおきている。そのよ
うなことは、どのように対応するのでしょうか。
- **國島共同議長** どうぞ。
- **事務局 富本 (以下 富本)** 企画・評価部の富本でございます。今のご質問に関して
は、例えばカテゴリ A、B、C のうち C に分類されたものでも、その後今おっしゃった
ような配慮すべき事項が現れたという場合も想定して、上の 2 行 (スクリーニング) の
後でも配慮すべき環境影響が新たに判明した場合、事前から判明する場合もあるかと思
いますが、新たに判明した場合には、このようなどころに入れるというような趣旨にし
ております。
- **國島共同議長** どうぞ。
- **鈴木** 全て C でしょうということではなく、今吉田委員がおっしゃったように、可能性
として A というものもあり得るかもしれないと思いますので、あえて環境保全用のカテ
ゴリを作るということ、我々がここで言いたいのは、カテゴリが D でも E でもいいの
ですが、環境保全用というものを作るのではなく、普通にカテゴリ A、B、C の中のど
れに当てはまるのかということを中心にきちんと見た上で、事業を行うということですので、
たくさん人が死ぬようなことが想定されるような環境保全事業かもしれないというこ
とであれば、A か B か分かりませんが、そこはそうなるのではないかとこのように思い
ます。

- **國島共同議長** はい、吉田委員どうぞ。
- **吉田委員** もう1つカテゴリ分類の時に、環境だけにするというところに着目しているのですか。それとも環境社会配慮のカテゴリなのですか。今 A、B、C は環境という視点から分類しようとし、重大な負の影響程度に応じて A、B、C と分類するのか。それとも、そもそもこのガイドラインは環境社会配慮なので、社会面において負の重大な影響がある場合には、A、B、C に分けるのか。その部分がはっきりしないという意味です。

-----◇-----

- **國島共同議長** なるほど。分かりました。今のお話は議論に入ったことですが、非常に重要なところだと思います。では、色々ご質問があるかと思いますが、先程のお約束通り、まずこれから手続きの「1.環境社会配慮の確認と支援」というところに、重点を絞って審議・議論したいと思います。お約束しましたとおり、最初にお手元の資料「EC.10/3」に小川委員の資料、次のページ「EC.10/4」に松本委員の資料がございますので、これについて順番にご説明・意見陳述をして頂ければと思います。では、小川委員からよろしくお願い致します。
- **小川委員** 環境省の小川でございます。ドラフティングのグループの会合で、先程ご紹介ありましたが、第2回を今週開いております。内容はご紹介頂いたとおりでございますが、どのような形でドラフティング出来るかということについて、色々な形で検討しております。この改定委員会での議論の進捗を見つつ、それに見合ったものを適宜インプットしていきたいと思っておりますので、次回27日の委員会で、前回の委員会までに議論しました論点の基本的事項の主な部分、これについての一通りのドラフトを提出したいということで、今作業をしております。

「EC.10/3」の資料ですが、私の名前を出しておりますが、趣旨はドラフティングする立場でさらにこのような情報が必要なので、改定委員会で方針をまとめて頂きたいということでございます。簡単にご紹介致します。「全般」ですが、協力事業における環境社会配慮調査。これは私の方で使っている用語ですが、協力事業そのもの、開発調査ですとか、無償資金協力といったスキームの話であります。それから相手国の環境影響評価。これは前々回に今井専門員から整理があった言い方で、現地プロセスとしての法EIAということです。この関係をどのように考えるかということをご議論頂きたいということです。今井専門員の整理ですと、実際には、例えば開発調査のフェーズと現地でのEIAとタイミングがずれていて同時には出来ないということではありますが、そのような形で整理するのか。それとも本来もっと相手の環境アセスメントに乗せて、それを支援するような形を求めていくのか。それをどこまで整理するのかという点でございます。

次にマスタープランの開発調査における環境社会配慮の支援の確認プロセスはいかにあるべきかということです。これはF/SについてはEIAのプロセスとほぼ重なっておりますので、その中でどのような環境社会配慮をすべきかということは、国内・国外

でもだいたい共通の枠組みがございまして、準備書を作って評価書に行く、それからスクリーニング、スコーピング、準備書を作る段階を踏む、あるいはどの段階で住民協議をすとか、わりと確としたイメージがあるのですが、マスタープランについては、そのような確立した制度というのはないと思いますので、JICAがこのマスタープランに関して色々と環境社会配慮の支援の作業をする際に、どのような手順を踏めばいいのか。その基準となるものが、一体あるのか。外部にあるとすれば、それは準備書をするという言い方が出来ると思いますし、なければこの場で雛形を作る必要あると思います。

3点目はカテゴリ A プロジェクトの環境配慮につきまして、代替案の比較検討ということが求められるわけですが、これをプロセスのどのような段階で入れ込むのかという整理です。考えられるものを A、B、C と書いてみました。A は開発調査の中で、代替案の比較というものを含めて行う。B は要請を受け付ける段階で、相手側で既に代替案の比較検討が行われているかどうかということをチェックする。条件にするという趣旨です。それで、もし行われていなければ要件を満たさないということで、相手に一回返して行ってもらうかということでございます。C は、B と同様に、もしも相手国側で要請時までには代替案の検討といったことがなされていないという場合には、そこからすぐに F/S に入るということは無理がありますので、JICA としてはまずマスタープランから始めるべきではないかという形で、相手国側と調整をして、マスタープランの開発調査を始めるというようなことが考えうるということでございます。

それから、「プロジェクトの要請段階」の点ですが、予備的評価としてどのようなことが必要か、論点の中でもすでに紹介があり重なるのですが、この段階ではまだ事業も確定していない、それから環境社会配慮に何が必要かということも確定しておりませんので、その段階で一体 JICA は何をどのような基準で確認するのかということでございます。要請書あるいはその段階の調査で、どのような情報を取るのかということと関わってくるのではないかと思います。

次に事前調査の段階ですが、現在の事前調査ですとスコーピングとして、調査検討すべき項目というところはまとめているのですが、調査検討の手法は、事前調査に含まれておりません。これは国内のアセスですと、スコーピング段階において、この両者を行いまして、その上で住民協議にかけるとというのが通常の手続きでございます。実際にどのような手法で調査するまでを含めてみないと、全体の作業の範囲は分からないということで、JICA 事業においても、これをスコーピングの段階で行うことを検討すべきではないかということです。

それから最後に本格調査の段階ですが、環境社会配慮の確認ということで、開発調査を進めて、最終的に報告書をファイナライズする際に、環境社会配慮上の要件を充足しているかどうか、確認する必要があるのではないかと思います。これは最初に調査に入る段階で、今のセクター別のガイドライン等を使って、どのような環境社会配慮が必要かという確認をされるフェーズがありますが、それに従って色々な調査作業をした

最終的な結果をもう一回それが条件を満たしているかということをしっかり確認をするというフェーズが明示的に必要だと思います。またその作業として、JBIC のガイドラインに付いているような環境チェックリスト（基準）というものを作る必要があるのではないかという問題点でございます。以上です。

- **國島共同議長** はい、どうもありがとうございました。今のご説明について、何かご質問はございますか。なければ引き続き、松本委員からご説明をお願いしたいと思います。

-----◇-----

- **松本委員（メコン・ウォッチ）** メコン・ウォッチの松本です。引き続き「EC.10/4」というペーパーを説明したいと思います。まずここに書いてあるのは、今日の手続きのところという基準と発掘段階の2つです。まず基準については3つあるかと思います。1つは、相手国の法律です。2つめが、国際基準・条約・宣言など。このあたりはJBIC のガイドラインにも書いてありますし、JICA 案の中にも書いてあるかと思っております。基本的にはそれでいいのではないかと考えております。ただ具体的にどのような国際的な取り決めかということについては、例えばJBIC の場合はその後にFAQ という形、あるいはパブリックコンサルテーションの中で具体的に出しておりますので、これは具体的にされた方がいいと思います。この委員会の中でも、自然環境研究センターの臼井さんからラムサール条約、世界遺産条約、生物多様性条約という具体的な名前が出ておりますので、こうした点については本文に書けなくとも、何らかの形で具体的に入れる必要があるかと思っております。人権についてもこれまでNGO の委員から何度か出てるように、準拠できるようなものについては具体的に書いた方がいいと思います。

もう1つ、これは私の提案にしか書いてありませんが、JICA の課題別指針など他のガイドラインについても環境社会配慮上遵守の対象となるものを抽出して適用するというのを考えます。これはここに書くのが適切なのか、遵守のところでもう1度言うのが適切なのか分かりませんが、とりあえず皆さんの意識を喚起するためにここに書きました。ここに括弧書きでADB の話が書いてありますので、少々説明させていただきます。ADB の場合は、理事会で政策を決めますが、政策そのものは遵守の対象ではないと理解しております。その政策がOM（オペレーショナル・マニュアル）になった時に、初めて遵守の対象になります。現実にはADB では、政策があるのにOM がないものがあります。従ってそれが遵守の対象にならないという問題を抱えています。JICA の場合にも、たくさん指針があるわけですが、やはりそれを遵守の対象となるOM に落とすものがあるかと思っております。特に、例えば貧困削減の場合であれば、貧困への影響についてネガティブチェックをするものが含まれているということを考えれば、現在あるガイドライン、あるいは指針の中からこうした遵守の対象となるもの、特に環境社会配慮上で遵守の対象となるものは抽出し、それもここでいうところの基準ということになると私は思いますが、ここで書くかどうかということについては議論あるかと思っておりますので、とりあえず意識の喚起ということで、ここでお話させていただきました。

次にプロジェクトの発掘段階について。これはガイドラインの本文を意識して書いてあるのではなく、むしろ議論をする際に取りこぼしが無いということを、念頭において書いたものです。従ってまず、この発掘段階での獲得目標というものは何かを考えてみました。そこではやはり要請段階での情報を増やして、計画段階で深刻な環境社会被害が見込まれるにもかかわらず、相手国政府に回避・緩和策や代替案の検討、更に影響住民への十分な説明と社会的合意を行う意思が弱い事業というものを不採択にすることだと私は思っております。このために発掘段階でどのような措置が必要かということが次に書いてあります。第一にどういう場合にプロジェクト形成調査を行うかということを確認にするというのが一点です。この議論の中で実は、私はプロ形についてももう1つ理解が出来ておりません。この場だけではなく、JICAの方とお話をしていても、理解が出来ていない部分があると思います。

私の理解では、2つのケースがプロ形にあると思います。JICA（あるいは日本政府）自身が案件を発掘したいと考えている場合、何か国際会議で、例えばアフリカの水について、もう少し力を入れましょうといった時、一体アフリカの水で何が出来るのだろうかというような時に、例えばプロ形を出すとか、そのような、いわば日本政府、あるいはJICA側の意図するところがあってプロ形を作る場合。もう1つは、要請を受けた案件に対しての補足的な調査というのをプロ形としてされているというのが私の理解です。後者の要請を受けたことについては、少なくともプロジェクト形成調査をする必要があるのか、私は疑問を感じます。もしオーナーシップということを重視するのであれば、必要な情報を相手国政府に照会していくということが重要だと思います。このプロセスを通じて、相手国政府の自助努力を促していく努力をもっとするべきだと思います。もし採択にあたって、なお調査が必要であれば、これはその後事前調査で、このようなことをしようという条件を付けることによって、そちらで対応すればいいのではないかと思います。発掘段階でプロ形をすること、一旦それを採択して事前準備をすること、どこが違うのかが私には分からないので、第一にこのプロ形の必要性もよく分かりません。

もう1つは前者です。日本政府自身で案件を発掘するということに対して、どう考えるか。ここは、私が聞いているところでは、関係各省の中からプロジェクト形成調査を通じて、何らかのプロジェクトを作りたいと言われるケースがあるということを目にしております。もし誤解なら誤解であると訂正して頂ければと思うのですが、そのような中で、プロジェクト形成調査が何故必要なのかということ、私はこの場でJICAに確認をさせて頂きたいと思います。もし合理的な理由があるのであれば、その前者については要請に基づかない調査ですので、日本政府としてかなりの透明性を求めることが出来るのではないかと思います。また、実際に要請に繋がらなければならぬのかという点についても、検討を要するかと思います。これが一点目です。

二点目ですが、これは小川委員のお話の中にもあったかと思えます。要請書の中を書くべき項目というのを特定しておいた方がいいと思います。現在の要請書のフォーマット

トに、環境社会配慮の項目として、以下の点を加えることを提案したいと思います。「事業の必要性」。これについては、バックグラウンドのところ、あるいはオブジェクティブのところ、書いてあるといえば書いてあるのですが、あくまで事業の必要性という点でしっかりと書いて欲しいと思いましたので、ここに書きました。「その事業の必要性をどのように把握したか」、「事業が実施される地域の経済性・社会状況（特に生業と民族構成を加える）」、「事業地域の自然環境」、「予測される環境社会影響」、「事業の必要性や環境社会影響を把握する段階での住民への情報提供や住民との協議の状況」、「今後の住民との協議計画」、「代替案の検討結果もしくは今後の検討計画」というところが、この段階で相手国政府から出来る限り情報を提供してもらいたいという項目であります。ただ、要請書は一時的に外務省が管轄しているという理解です。従いまして、もし JICA がこの段階で要請書に基づいて独自に文章を作成することがあれば、その段階でこのような項目を付けるということが、ここでしっかりと決めることが出来ると思います。もしそのようなものが無いのであれば、外務省の要請書の中に、このようなものを相手国政府に書いてもらうように依頼をするというのが、この場で決めているやり方かと思います。どちらにせよ、要請段階でこうした情報を把握する必要があると思います。

三番目は、この要請に対して JICA がコメントをする立場にあると思います。もちろん環境社会面はその中の一部分かもしれませんが、ここでは特に環境社会面に対して書かせて頂きます。これは後の実施のところ具体的な話があるかと思いますが、基本的にはそれを審査する環境社会審査課のようなものを改組もしくは設置して、この審査を行うというイメージで以下のことを書いております。これは JICA と同じですが、この時点でやはりスクリーニングを行うことが、一番望ましいことだと思います。そしてカテゴリ分類をする。カテゴリ分類に必要な情報が不足する場合、相手国政府に照会を行うということになります。JICA の方に色々お話を聞いてみますと、この段階で現在でも要請されたものにチェックをされていますが、人的資源あるいは情報源が限られているというお話を伺いました。私はカテゴリ A 案件に関しては、要請段階の情報の一部(事業名、実施地域、概要)を JICA が公開して、外部からの情報提供を求める。現在は 2 ヶ月くらいで行われているということだと思いますので、この公開期間は、そのうち 30 日くらいは確保するという方法を取ってみてはどうかと思います。これについてはもちろん、相手国の要請段階での情報公開の問題があるということは、十分理解します。一方でやはり問題になりそうな案件というのは、事業名や実施地域を出しただけでも、集まると思います。ですからカテゴリ A 案件で更に本当に何か現地で色々問題になっている案件だけが、ここで情報提供されるのだと思います。ですから、そんなに大きな、全ての要請案件を公開するわけではないので、私とすれば実施可能なレベルというように理解しております。

このようなことに基づいて、JICA が外務省に対してコメントをするということにな

と思います。この JICA の外務省へのコメントに対する基準というのは、どこに基準を置くかということですが、以下の場合には環境社会配慮の点から、案件の不採択を外務省に進言することが望ましいと思います。1 つは「開発ニーズの把握が不適切な場合」、「事業化されれば緩和策を講じたとしても、深刻な環境社会影響が予測される場合」、深刻な環境社会影響が懸念されるにも関わらず影響を受ける住民や関係する市民社会組織の関与がほとんどなく今後も計画していない場合、「開発事業による悪影響を受けやすい地域におけるカテゴリ A 案件」、「JICA が求めた追加的な関連情報が提供されず、事業支援の是非が判断できない場合」、「事業が行われる地域の社会的・制度的な条件を勘案すれば環境社会配慮の可否や緩和策の実施に困難が予想される場合」。こうした場合については、外務省に対して案件の不採択を進言するというのが、1 つの基準になるのではないかと思います。

また不採択にいかないまでも、重要な環境社会影響が予測される場合には、「相手国において当該事業の環境アセスメントを必ず実施されることを求める」ということを外務省に対して提言する。あるいは必要に応じて「個別事業の要請であっても、代替案検討を含むより上位の調査に変更すること」や「事業への無償資金協力から開発調査に変更」、「影響住民との十分な協議」、「代替案検討の十分な実施」というようなことを条件にするよう外務省に提言するというようなことが挙げられるかと思います。

このあたりについて私は、少し具体的な議論が必要だというように思っています。その上でこのコメントというものを出すわけですが、このコメントが責任あるものとするにはどうしたらいいのかというのが「2-5」でございます。特に実施を見送った不採択の案件については、この後どうするという必要はないと思いますが、外務省が調査の実施を決定した事業については、JICA がどのようなコメントをしたかということは、JICA の責任において事後的に公開をする必要があると思います。それによって JICA が責任を持ったコメントをするということになると思います。そうした公開コメントの中に入れる必要があるものは、そこにあるような (1) 開発ニーズ、(2) 環境社会影響、(3) 調査や事業の実施段階での政治・社会状況への配慮、(4) 住民参加と情報公開についての分析と JICA の見解及びその上で示した、(5) 要請案件への支援に対する JICA の見解とその根拠というものを、そこで示す必要があるというように考えます。

このコメントがどのように外務省による意思決定に反映されるかというのが、最後の「2-6」です。外務省は JICA のコメントを尊重した上で支援に対する意思決定を行う。特に JICA が不採択や条件付採択を提言した事業を支援する場合、JICA のコメントに対する外務省の見解というものを明らかにして、それを公開して欲しいということがあります。もう 1 つ、JICA がコメントを出すわけですが、それがしっかりとその後事前調査等に反映させる必要がある。あるいは予備調査に反映される必要があると思います。従いまして、外務省は採択を決めた事業に対する JICA のコメントを相手国政府に伝えて、その後のプロセスに反映されるように求めていく。もし、今までの話の中では、採

択を決める段階で、公式な文書の調印があるというような話が出てきていないので、もしあればその中に書き入れる。なければ実施の通知をする中で、こうしたコメントが JICA から出ているということ、相手国政府に伝えることが適切かと思えます。JICA のコメントというのがその後、相手国政府にしっかりと伝えられるということが重要だと思いますし、それがその後の準備段階に反映されるということ、なんらかの形で確保する必要があるのではないかというように思います。以上、準備段階、発掘段階における私の意見は以上です。

- **國島共同議長** ありがとうございます。私は今の松本委員と小川委員のペーパーを数日前に拝見して、私の理解したところでは、小川委員がいくつかの問題提起されたことの内容について、それはこうしたらどうかという具体的な提案を松本委員のペーパーの中に、それぞれ提案されていると理解しました。事務局の今日ご説明頂いた原案と、私は全体がきちんと頭の中に入っていないので申し訳ないのですが、今の小川委員の問題の指摘と、松本委員のそれに対する 1 つの提案と、議論の内容としては手続きの「1.環境社会配慮の確認と支援」ということなのですが、かなりギャップがあるところが、いくつかあるという理解でよろしいのでしょうか。
- **鈴木** どこをギャップと見るかということによるかと思いますが、逆に我々が見ている段階では、似ているところもかなりあるというように思っております。ギャップと申しますか、我々に入っていないところでご提案を頂いているというところが、例えば松本委員からもご説明があった最初の「何を基準に確認とするか」というところで、課題別指針といったような他のものを、何を見ていくかということは入っておりません。ただ、これは松本委員もおっしゃっていましたが、国際的な取り決め・基準。これは我々も具体化して書いておりませんので、何を書いていくのかということは、これから議論していかなければならないと思います。

あと、そのような観点から違いと申しますか、似ているところを申しますと、松本委員のご意見は、私が今日ご説明した (1) の要請確認段階についてのご意見だと思うのですが、事前に環境社会配慮の要請書に、きちんとどのような状況が必要なのか書き込みなさい。これは小川委員と松本委員から出た点ですが、より詳細に松本委員が言われたこと、これが私どもの原案の 2 行の部分「JICA は、外務省を通じて在外公館に、要請を受け付ける際は環境社会面の情報を入手するよう要請する」と一言で書いておりますが、これは要請書の段階でどこまで書いてもらうのか、現状でいいと思っておりますので、きちんと書いて下さいと外務省にお願いするという点は、同じスタンスだと思います。

その後の要請された事業についてということのスクリーニング、カテゴリ分類からの意見具申の点、それから相手国に照会する点、ここまでの意見というものは、皆さん同じ様なご意見だと思います。調査団を派遣する必要があるかどうかということについて松本委員は、果たして採択前に確認するという調査団を出す必要性はあるのかという

のが、先程のご質問（後者とおっしゃっていた点）です。我々はむしろ採択前の段階でも確認できるものは JICA 独自として調査団を派遣して、より情報収集をして、このような状況だということを採用する前の段階です。まず行っておくのが必要ではないかと考えているので、そこを入れております。ここは JICA としてこのような事業をしておりますと、確かにオーナーシップも重要ですし、先方の自助努力でしなさいということも必要ですし、大きな案件というのは、基本的には先方政府がきちんとした環境社会配慮をしなければいけないのですが、とは言いながらも途上国を相手にしているとそうはいかないので、なかなか待ちの姿勢では情報が収集できないこともあり、調査団を出すことも必要ではないかということで、ここに入っております。ここは大きな点だと思います。

これまでの小川委員と松本委員の点で、そういう意味では要請書の話もそうですし、かなり共通した部分があると思います。小川委員のスコーピングの手法の問題ですとか、本格調査のファイナライズ、この最終段階の環境社会配慮調査報告書と、ファイナライズする際の要件が遵守しているかどうかの確認。ここは確かに我々の方では抜けております。それがモニタリングに進むわけですから、チェックリストを作るかどうかという点は抜けておりますので、ここは是非ご議論頂きたいところだと思います。代替案につきましては、そこまで細かく入れておりませんので、逆にプロジェクトサイクルの準備段階のところで、代替案の検討、代替案のノーアクションといったものも本格調査の中で行っていくかということは、当然議論があるところだと思いますので、そこはご議論頂きたいところだと思います。我々の紙にはそこまで書いておりません。以上です。

- **國島共同議長** 分かりました。すみません、原科共同議長どうぞ。
 - **原科共同議長** 今ご説明頂いた中に、多分ケアレスミスだと思うので、議論する前に確認した方がいいと思い手を挙げたのですが、松本委員の「EC.10/4」の 2 ページ目の「2-4 JICA の外務省へのコメントに対する基準」で、最初の段落の最後の方で、「事業が行われる地域の社会的・制度的な条件を勘案すれば環境社会配慮の回避～」と書いてありますが、これは「重大な環境社会影響の回避」ということではないのですか。配慮の回避ではおかしいですね。「環境社会影響の回避や緩和策の実施～」ということですね。
 - **松本委員（メコン・ウォッチ）** はい、失礼致しました。影響です。
 - **原科共同議長** 配慮を回避してしまったら、大変です。多分ケアレスミスだと思います。
- ◇-----
- **國島共同議長** それでは、まず手続きの「1.環境社会配慮の確認と支援」ということで、今ご意見を頂きましたが、今日お手元にお配りしている資料の「EC.9/3」の基準という話と、手続きという話と、カテゴリ分類という話の 3 つありますが、正攻法的にまず全て関連することかと思いますが、基準ということにつきまして、最初にまず皆様のご意見を頂きたいと思います。
 - **松本委員（メコン・ウォッチ）** 議長、少々よろしいでしょうか。進め方なのですが、

前回から国際航業の田島さんの紙が上がってきているのですが、これは一緒に説明をお願いしないのですか。

- **國島共同議長** これは少し議論をしたあと、今の田島さんと福田さんのことは、こちらからご指名して、ご説明して頂こうと思っております。田島さんのご意見は全般的に各段階について、非常に実務的な内容の提案を書かれておりましたので、少し経ってからお願いしたいと思っております。今の手続きの件につきましては、事務局のこの案について、もう少し付け加えたものがあるべきだというようなご意見もあったのですが、いかがでしょうか。
- **原科共同議長** 今の基準というところで、丁度松本委員の資料1番の「基準」というところに対応しておりますが、事務局が書かれていることと、そんなに主張は変わっていないと思います。ですから、松本委員のご意見でもう少し具体化しなければならないところを加えて、調整した方がよろしいかと思っております。基本的な考えは、相当程度同じだと思います。いかがでしょうか。私はそう思いました。ご提案の方、ご意見いかがでしょうか。
- **松本委員（メコン・ウォッチ）** 先程も言いましたが、私もそう思っておりますし、他のガイドラインと指針をどう扱うのかということだけ、少々ご意見を伺っておきたいと思っております。私は実は、これを何回か繰り返しているのですが、なんらかの形で入れたいと思っておりますので、そこだけ JICA のご意見も伺えればと思います。
- **原科共同議長** そういった意味では、これは委員会の提言ですから、JICA がこうお示しになられたので、この委員会では具体的なものを列挙するというので、提言を作ってもいいのではないのでしょうか。あとはガイドラインを作る時に、JICA で色々ご検討頂きます。
- **鈴木** 課題別指針とガイドラインの関係についてということですが、課題別指針、ここはどの遵守の対象となるような内容が、課題別指針もいくつか皆様にお配りしております。どれが遵守の対象となり得るのか。もう一度我々はその目で課題別指針の見直しをしてみたいと思っております。課題別指針はどちらかという、前にも議論致しましたが、積極的にこのような方向性でこの事業を行うのだというような指針でございまして、社会面あるいは環境面での影響を回避する、影響を及ぼさないようにするというチェックという観点ではないものがほとんどでございまして。確かに貧困の指針には、貧困層に与えるポジティブ・ネガティブ インパクトチェックですとか、平和構築も平和に与えるポジティブ・ネガティブのチェックというような議論が出てきておりますし、ジェンダーも似たようなことが出ております。それがどこまで対象としてリンク出来るのか。まさに OM という形で、先程おっしゃったような ADB の考え方としての対象になるのか。中身をもう一度、我々の方で吟味させて頂きたいと思っております。
- **國島共同議長** 何かこの件についてございますか。作本委員、どうぞ。
- **作本委員** 今の基準の件について、一言申し上げます。基準のところ松本委員がおつ

しゃったことは、尤もだと思います。JICA が、1 ページで、基準をどうするかということについて書いてあることも良く分かります。ただ基準について問題になるのは、情報公開のところだと思います。ここでは相手国の情報公開の制度に従ってということで、後退しております。私は、例えば4 ページで JICA が情報を公開しますというところは、JICA がウェブ上で行うこと、さらに現地まで行って説明を開催するというようなところまで、JICA が行いますと言い切っているわりには、具体的に情報公開について相手国にボールを投げようとする、相手国の制度に従ってということになりますので、一番目の「2-1」に書いてある基準に比べ随分後退しているような気がしてなりません。そのような意味で、「3.相手国の情報公開」で相手国を慮るのは分かるのですが、「相手国の情報公開の制度に従って」という文言は、「3-1」と「3-2」両方に出てきておりますので、これはむしろ削った方がいいのではないかと思います。

○ **國島共同議長** 議事録には残して頂いて、今は「基準」について、皆さんの意見が固まり、次の「3」にきた時に整合性がないということで、ご議論して頂ければと思います。片山委員、どうぞ。

○ **片山委員** 海外協力センターの片山です。この基準の意味なのですが、松本委員と小川委員からのお話と関連するのですが、法令上の環境に関する基準、その他の基準もあるかと思いますが、例えばある地域で協力事業を行うという場合に、その基準を明らかに超えているような環境で事業を行うという場合の判断。それをどのようにすればいいのかというところが大事だと思います。つまり環境基準以下の所で、環境影響の程度を色々予測しながら、環境基準を超えないということであれば、事業に対する判断を進めるということになるかと思いますが、明らかに環境基準をオーバーしているようなところで事業を行う場合、しかもその事業が必要だという場合、今松本委員がおっしゃったような場合、小川委員がおっしゃったような場合、その事業を回避するのだ、Go サインを出さないのだという判断をするのかどうかという点。そこをどう考えるのか。

そういった場合に、我が国では環境基準を超えているような場合には、その地域において、地域環境管理計画を作っておいて、環境管理計画、つまりその地域の環境対策を進めながら、環境基準を遵守するような形に持っていく。そのような中で事業を行うという場合に、その環境管理計画に整合性を持たせて行う場合には認めようという判断もあるわけです。その判断基準というものも、具体的には環境管理計画というものになるのですが、この基準の中にはそのような判断基準もあるのではないかと思います。それは非常に大事なことだと思いますので、そのあたりのところを少しご議論頂ければと思います。少し議論がずれていて、ご理解頂けないところもあるかと思いますが、要するにその事業に Go サインを出すのか出さないのかという判断基準です。それを明確にしておく必要があるのではないかと思います。

○ **國島共同議長** それはおっしゃるとおりだと思います。すみません。私はご意見の趣旨が少々分からなかったもので、申し訳ございません。

- **片山委員** いえ。ですから松本委員がおっしゃった事業について、Go サインを出すのか出さないのかという場合の判断の基準・考え方を整理しておかなければということです。
- **國島共同議長** それが今このガイドライン全体の内容になると私は理解しております。
- **松本委員 (メコン・ウォッチ)** 片山委員のお話はよく分かったのですが、ただこの基準は、あくまでも参照する基準で、おそらく今おっしゃったようなことは、中で書いた方がいいと私は思っております。このような場合はプロジェクトを支援しないとか、支援しないこともあるとか、そのような文言は中に書いた方がいいと思っております、ここはあくまでも参照する基準というように、私は整理しております。
- **片山委員** そのようなことでしたら、結構でございます。
- **國島共同議長** 他に何かこの件でございますか。吉田委員、どうぞ。
- **吉田委員** 吉田です。基準の中で、私は一回この前に発言したと思うのですが、今この一年間主要援助国で行われている、いわゆるハーモナイゼーションポリシーという動きがありますので、それを少々入れておいた方がいいような気がします。これはとりもなおさず途上国にとっては、色々なガイドラインがあって、それに準拠するというのは、大変なコストだという認識に基づいています。統一化を目指している分野は会計報告、環境ガイドライン、それからプロキュアメント(調達)です。それで主要援助国が集まって、途上国に負担がかからないようなガイドラインをみんなで相談して決めようという動きがありますので、それを何らかの形で一言入れておくのが良いのではないかと思います。
- **國島共同議長** 私は、今の吉田委員のハーモナイゼーションのお話を伺い、今の原案の話をお伺って、そこは非常に整合性があると思います。一方で単純な考え方として、日本国民の税金を使って何かをするのだから、日本国民である日本のやり方を、自信のあるエリートもこれは長続きするだろうというものを主張するというのも、一方の策としてはあり得るのですが、そのあたり色々お考えかもしれませんが、事務局もご提案されたと思います。どうぞ。
- **富本** JICA の富本でございます。吉田委員のお話に関連しまして、確かに現時点でハーモナイゼーションの議論、DAC 中での議論、あるいは世銀、ADB の議論の中でも、そのような方向で進められているのは確かです。まだ最終的な結論に至っていない。どのような形で、それを実現していくかということについては、それぞれ色々な取り組みがございます。事務局の案の中では、それを見越した上で国際機関や地域間との基準、類似事業を参考にするということで、今おっしゃったような点が含まれているのではないかと思います。それと同時に國島共同議長がおっしゃったように、日本の独自のこれまでの経験というものを、一つ打ち出していくということは、当然のことながら国際的なスタンダードと同時に、各国の特性を活かした協力ということを特徴付けるという意味からも、尊重すべきではないかと思っております。

つまり、確かに相手国に対して、色々なところが負担をかけるということはあろうかと思いますが、それはその短期的な負担かもしれませんが、相手国にとってはいい結果をもたらす。しかもそれは日本の経験に基づくものであり、独自の日本の協力の特徴として、他の実施機関にはないものが出せるのではないかという意味で、最終的に相手国にとっていいものになるのではないか。そこで事務局が強調しておりますのは、相手国政府や事業主体と対話を通じて働きかけるということをございまして、これは一方的にこれをしなさい、これを守らなければならないということではなく、あくまでも技術協力支援という形で、対話をするというところに実はポイントがあるというように考えております。以上です。

- **国島共同議長** はい、分かりました。ありがとうございます。では、この基準に関して他にございますか。ご意見がなければ、先程の原科共同議長をはじめ、皆さんの原案と、松本委員の資料を基に行うということで、次の「1.2 手続き」に進みます。ここは色々具体的な提案もございましたが、今日の資料で先程の「EC.10/2」の田島さんからペーパーの資料を出して頂いているのですが、もし差し支えなければご意見としてご説明頂ければと思います。

-----◇-----

- **国際航業(株) 海外事業部 田島氏 (以下 田島氏)** これは手続きについて、実務的な側面から取りまとめたものです。そして、断っておかなければならないことは、あくまでも個人的な意見であるということです。これは環境社会配慮の確認の手続きについて、従来の協力手続きについての内容を、下記のように改善してはどうかという提案です。JICA のスキームは、ご存知のように開発調査、無償資金協力、技術協力プロジェクトという3つのスキームになって、それぞれ手続きが異なっています。

それをどのようにしていくかということで、まずお手元の資料の「開発調査」について説明します。まず相手国に TOR で下記の内容を明記し、環境アセスメントの必要性を確認させる。「日本国政府が環境アセスメント (EIA) の実施を要求した場合は要請国政府及び実施機関は EIA を行う義務がある。もし何らかの理由で EIA が実施されなかった場合は要請された調査 (プロジェクト) が停止されても異論がない」ということを、TOR のフォームにそのような文言を入れて、要請段階において相手国にプロジェクトの EIA を行う必要性を確認させる。それから TOR に簡単な環境社会配慮のチェックシートを添付させる必要があるのではないか。これは、環境に大きな影響を与えないものだというようなことを、相手国自らチェックをさせる。予備調査が行われるのであれば、そのところで minutes of meetings が結ばれると思うのですが、そこでもう一回実施することの必要性を確認する。

先程お話があった、EIA のレポートを作成する上での費用負担も大きな問題として出てくるわけですが、それは EIA のレポート作成については日本政府が支援するということを、きちんと書くべきではないかと思えます。それから、またそれを受けて事前調

査になるわけですが、事前調査の S/W の中では先程挙げた TOR の文言を再度確認させる。それから S/W の中でもう一つ重要なのは、本格調査の期間中で回数は必要に応じてということでもいいと思いますが、パブリックコンサルテーションを開催することを明記することが必要ではないかと思えます。特に重要だと思われる時期は、IT/R の時期でして、開発の全体計画が明らかになる時期でもございます。その時期には実施することが必要であろうと思えます。本格調査の中では、やはり実施機関と共同で EIA を実施して、マスタープランでは計画アセスということになると思えますし、F/S では事業アセスを実施するというということになると思えます。本格調査では先程申し上げました、パブリックコンサルテーションを実施するということが必要だと思えます。以上が開発調査の流れの中で、このようにしてはどうかという提案でございます。

2 枚目の無償資金協力について説明します。JICA のスキームの中で、開発調査は計画段階のもので、それほど環境への影響というものは、あまり詰めて考えなくてもいいのですが、無償資金協力については実際にものが出るわけで、やはりこれが一番 JICA としては気をつけて行わなければならないと思っております。無償資金協力では同じように要請書の段階で、先程開発調査と同じような文言を付けて TOR を挙げさせる。予備調査の中でも、日本国側が EIA の実施を必要とした場合は、相手国政府も共同で実施します。また、EIA のレポート作成については、日本が支援をするということを確認する。Minutes of meetings の中で、回数は必要に応じてパブリックコンサルテーションを実施するということを明記する。一番重要なのは、パブリックコンサルテーションの時期で、予備調査の中ではドラフトファイナル時期だと思えます。その時に全体が明らかになるので、最も必要ではないかと思えます。

そして、基本設計調査の次の段階では、実施機関と共同して EIA を実施して、レポートを作成し、事業アセスメントを実施する。基本設計調査においては、やはりここで計画が決まるわけですから、最終段階でもいいかと思えますが、パブリックコンサルテーションを実施するということは必要だと思えます。それを実施して、レポートは日本の支援で作って、相手国の EIA 手続きが終了したことを確認して、外務省は EIA の実施を確認して、要請プロジェクトを閣議決定に図る。外務省は実施設計の実施を事業団に指示し、外務省は相手国と E/N の調印をする。少なくとも E/N の調印までに、環境影響評価を終わらせて、その確認を元に E/N の調印をするということが重要ではないかと思えます。

それから最後の技術協力プロジェクトについては、私の今まで経験した中では、それほど環境に大きな影響を及ぼすものはないと思えますが、やはり実施協議の段階の Record of Discussion(R/D)の中で、必要においてモニタリングを実施して、パブリックコンサルテーションを実施するということを明記する。このことは、R/D の中で明記して、お互いに確認して事業を進めることが重要ではないかということが私の意見です。それから付け加えたいのですが、原科共同議長から SEA というお話がありましたが、

JICA の開発調査の中では、そこ（SEA）まで実施する必要があるのは稀であって、ほとんどの場合は計画アセスで賄えるのではないかというのが、私の意見です。以上です。

- **國島共同議長** はい、ありがとうございました。今の資料で1つ質問させていただきますと、なんらかの理由で EIA が実施されなかった場合は、要請プロジェクトが停止されても異論が無いという文言で、EIA が実施されなかったというのは、どのような判断を実務的に想定されているのでしょうか。というのは、全く行わないものは、それで簡単なのですが、EIA といってもピンからキリまで色々なレベルがあるので、この場合に EIA が実施されなかった場合というのは、何か実務的に判断されるイメージをお持ちになって、ここはお書きになっているのでしょうかという質問です。
- **田島氏** これについては、特に無償資金協力の場合に、開発調査で当てはまるかどうかは分かりませんが、一応 EIA のパブリックヒアリングを行って EIA を完了しました、手続きも終わりましたという意味です。すみません。
- **國島共同議長** 分かりました。ありがとうございます。ちょうど 90 分経ちましたので、前半はここで一区切りさせて頂いて、休憩を取ります。再開後はこの手続きのプロジェクトサイクルの要請確認段階、準備段階、それから実施監督段階ということがございますので、包括的に (1)、(2)、(3) の事務局からご説明頂きました原案について、すでに頂きましたご意見を元に、順次審議していきたいと思っておりますので、よろしく願い致します。10 分間休みますので、45 分から始めさせていただきます。

-----◇-----
休憩 10 分間 (15 : 35~15 : 45)

- **國島共同議長** それでは 45 分になりましたので、後半を始めさせていただきます。では、お手元の資料「EC.9/3」の「1.2 手続き」の「(1) プロジェクトサイクルの要請確認段階」ということにつきまして、事務局からご説明頂いた原案を元に、色々ご意見あると思っておりますので、承りたいと存じます。それでは、原科共同議長どうぞ。
- **原科共同議長** プロジェクトサイクルの要請確認段階は、これは大変重要なところだと私も思います。そこで、先程田島さんから具体的な手続きのご提案がありましたが、その中で計画アセスメントという言葉が使われて、戦略アセスではないとおっしゃいました。私の定義では、計画アセスは戦略アセスの一部なのです。ですから、戦略アセスは色々な段階がございますから、そういう意味では事業アセスの前の段階は全て、戦略アセスと総称しておりますので、同じ考えだということを申し上げます。この要請段階でまさに戦略アセスないしは、計画アセスということがかかって参りますので、このような段階で、そのような情報というのをどれだけ手に入れて、判断するかということです。そうすると、外務省と JICA の関係といいますか、そのあたりがどう整理されるかによって、JICA として情報を要求できるかということも決まってくると思っております。そのあたり、少しご説明頂ければありがたいと思っております。外務省からでもよろしいのですが。

- 國島共同議長 どうぞ。
- 山田委員 全体に通ずることですが、まず開発調査と無償資金協力では、やはり手続きも内容も違うので、現在の JICA の案では若干分けておりますが、もしかするともう少し分けた方がいいのかもしれませんが。開発調査は私の所掌外でございますし、よく分からないところがあるのですが、無償と開発調査の大きな違いは、開発調査の対象と比べると無償は比較的規模は小さい。開発調査は規模の大きなものになります。それから、実際スクリーニングをしておりますと JICA でとりあえず出した表でも、無償で A になるものはほとんどなかった。他方、開発調査は調査ですけども、無償資金協力は実施そのものであって、ある意味では環境への直接的影響が大きい。それから JICA と外務省の役割もそれぞれ違います。

要請段階ですが、実際問題として相手国から在外公館を通じて送られてきた要請書というものは外務省に届きますが、そこでの情報は JICA とシェアをします。それから現地でも、在外公館と JICA のオフィスは、情報はある程度シェアしております。そこは、その現地がどの程度うまくいっているかというのは、ケースバイケースですが、現在は例えば ODA タスクフォースなどもありますし、JICA オフィスがあるところ、ないところがございますが、一定の情報はシェアされています。ただ松本委員のご意見にも関連するのですが、実際は要請段階で日本側が色々詳しい情報を求めて、どれくらい得られるのだろうか。もちろん要請書にはこのようなものを付けて下さい、環境社会影響はどうかのだという質問表のようなものを、要請書の中に書いてもらうようにしておりますが、実際はその要請書の内容というものは、ピンからキリまでで、実際に要請書だけでは訳が分からない、何をしたいのか、ましてや環境社会配慮について、正しく、あるいは正確に情報が入っていると期待する方が、多分楽観的過ぎるのであって、不十分な情報しかない場合が多いわけです。

従って、それに対して日本側から積極的に調べて聞かないと、なかなか分からない。当初の段階でも、もちろん在外公館あるいは JICA から色々コメントを頂きます。ただそのコメントはまさに、予備的みたいなものであって、例えばあまり環境社会影響がないと思われるものが実はあったり、あるいはあると書いてあったけれど、実はほとんどなかったりということもありますので、今ではおよそ影響がありそうなもののみならず、環境社会面だけではなく、色々分からないことについては予備的な調査をなるべくするようにします。それによって色々な情報、環境社会面での影響のみならず、情報を収集しましょうということ、なるべくするようにしております。その点で、(1) の要請段階は、まさにそのようなことで、おおよそ反映されているとは思いますが、今申し上げたのは無償資金協力の予備調査であって、プロ形とは必ずしも同じではないのですが、相手側に色々聞いて出てくる、もちろんそのような努力は相手側に促したいのですが、相手国政府が本当にそれを分かっているのか。なかなか分かってない国、そのようなところこそ、むしろ支援が必要なわけであって、日本側から積極的に調べる必要があると

いうことだろうと思います。(2)、(3)以降も意見があるのですが、それは後で申し上げます。

- **國島共同議長** 差し当たり(1)についてお願いします。どうぞ。
- **原科共同議長** そうしますと、要請確認段階で相手国に照会をすると事務局の原案にも書いてありますが、それは大きくは期待できない。これは丁寧をお願いすることになるかと思いますが、まず最小限で、松本委員が書かれたような項目に関して出すことは、中身はあまり期待できないにしても、まず提出して要求することは妥当だと考えられますか。
- **山田委員** 松本委員の「2-2」を想定されると思うのですが、このような事業も、今現在は環境社会配慮をすべきものがあるかということ、若干漠然としたものになっております。というのは、要請案件は色々ありまして、おおよそこのような誰が見てもCである、例えば既存施設に機材を入れるだけ、それからワクチンを配るだけというものもありますので、全部にこのような項目を加えるのがいいのかは分かりませんが、まさに環境社会配慮項目があるか。より具体的には、このような案件については、このようなことをなるべく詳しく書いて下さいというようなことを相手に要請することは可能だと思います。この要請書のフォーマットに加えるのがいいかどうかというのは、案件の内容次第になりますので、もう少し細かく、このような案件については、このようなことを必ず書いて下さいというようにすることは可能だと思います。ということで、JICAのガイドラインにどこまで詳しく書くかというのは、ここまで詳しくなくてもいいかと思えます。
- **原科共同議長** これは委員会の提言ですから、提言を受けて、JICAはガイドラインの案を作ってください。ここで松本委員が出された「2-2」にあるような要請書の中に書き込むべき項目を特定するということは、きちんとチェックリストのようなものを出すことによって、相手もそれを考えてくれる。今おっしゃったようなことで、案件によっては、環境社会影響がほとんどないものについては「ない」と書いて頂ければいいのであって、無理して書かなくてもいいと思います。そのようなことで、フォームは同じでもいいと思います。「なし」と書いてもらえればいいのですから。そのようなことで、これは1つ大事なことだと思います。
- **國島共同議長** 富本委員、どうぞ。
- **富本** JICAの富本でございます。山田委員のご発言をフォローするというか、あるいは松本委員の問題提起について若干答えたいと思うのですが、プロ形の位置付け、あるいは合理性ということなのですが、先程基準のところでは対話が大事だということを言っておりますが、かつて日本のODAは要請主義ということで、この要請主義が良いか悪いかは随分議論されました。要するに、要請を待ってから初めてそこから活動を始めるということですから、むしろその前に十分に相手国と対話を活発にして、個別のプロジェクトだけではなく、その国全体あるいはセクターの必要性というところから始まって、

お互いの開発のニーズの必要性、あるいは協力の必要性というものを確認しつつ、案件を形成していく必要があると、色々なところで指摘されておりまして、そのような意味で要請というのは、いわば在外公館を通じた正式なアクションになるわけですが、その前に色々な技術協力機関としての支援というプロセスがあるのだらうと私は理解しております。

そのような中で、JICA の仕組みとしてプロジェクト形成調査という一つの事業を鑑みておりますが、その多くの場合はいわば要請されるであろう案件というものが、色々なチャンネルを通じて、相手国政府から在外公館、あるいは JICA の事務所に対して示される。それを要請したいが、内容が十分でない。あるいは要請したけれども、それが採択されるまでに相当情報量が不足しているとか、選定プロセスをうまく通過し得ないというような、いわば相手国側のキャパシティが不足しているというような場合に、もちろんオーナーシップは相手国側にあるということは尊重しつつ、しかしパートナーシップを通じて、出来るだけ支援をしていくということが、1つのプロ形の基本にある考え方だと思っております。

従って要請される前に調査団を出し、専門家チームを派遣し、相手国側が意図しているものを汲み取りつつ、かつニーズというものを明確に確認しながら、それではこのような要請書を書いたらどうですか、このような書き方をすれば日本政府としてもそれを受ける可能性が高くなるでしょうというような支援をするわけです。そこには当然ここで議論されております、環境社会配慮ガイドラインの精神に則ったような形のプロジェクトを形成する。そして必要な情報も加味していく。もしそこが不足しているのであれば、要請を出すのはまだ早い、従ってこのような準備が必要であるというような助言もするという様々なやり取りがある。これを称して政策対応というような言い方になるのですが、要するに正式な要請が出る前の活動というものを十分重視していくことが、その国のキャパシティを向上するために非常に重要だということから、このプロジェクト形成というものの重要性を見出しているわけです。

松本委員の中に、一度要請されたら、その後プロジェクト形成調査を出す必要はないのではないか、むしろ自助努力に任せるべきだということは、おっしゃるとおりだと思います。山田課長がおっしゃったように、そこは彼らも非常に努力はしているのですが、一般的な国際的スタンダードから見れば、まだまだ不十分な要請書の出し方になっている案件が多々見られる。特に貧しい国においては非常に多いので、だからといってこれは不十分だから採用できないということでは、本来の技術協力の趣旨に合わないだらうということから、今度は要請されたものをベースに、もう少し**エラボレート**していくということもあり得ると思います。

従って要請したあとの方も、さらにこのような活動も重要だと思っております。それから各省との関係について、このようなことがないと私も言い切りたいのですが、むしろ JICA はそのような趣旨で技術協力機関として、そのようなプロジェクト形成をして

おりますが、各省庁がやりたい案件、言い方が適切ではないかと思いますが、各省庁として1つの政策に基づいて、このような案件が出来れば、それらの政策に合致するような協力ができるということをお考えの上で、色々な働きかけをする場合があります。これはJICA以外でも、各省庁がお持ちの技術協力の予算の中で、要請がある、なしに関わらず、あるいは要請の前にこのような規模の案件があるというような情報を受けた形で、各省庁が持っている予算の中で、色々な財団がプロジェクト形成をしている例もあります。そのようなことも情報としてお伝えしておきます。以上です。

- **國島共同議長** ありがとうございます。松本委員、どうぞ。
- **松本委員 (FoE Japan)** 今回の富本委員のお話の中で、もちろん要請の内容が不十分だった場合に、支援する必要がある。当然それは必要だと思うのですが、もちろん在外公館であるとか、あるいは現地の事務所があるわけです。そのような対応では、やはりどうしても不十分なことが出てくるのでしょうか。やはりそれでも日本から誰かが行って、そのプロジェクト形成のチームも派遣するとなると、これはお金がかかることだと思うのですが、その現地の対応では、どうしてもやり切れないという場合があるのかどうかということについて、もう一度お聞きしたいと思います。

- **國島共同議長** はい、どうぞ。
- **富本** JICAの富本です。今のおっしゃったような点は、非常に我々も重要だと考えておりますので、最近では在外プロ形というような予算的な措置をしております、一言で言えば、在外でのプロジェクト形成支援の能力を高めていこうではないかということです。これは事務所が大きなところであれば、ある程度できるのですが、小さい事務所ではなかなかキャパシティがないということで、その場合には本部から支援をするという形で人を送ることもあります。

最近では外務省でも、ODAタスクという考え方で、在外公館とJICA、あるいはJBICの事務所があるところはJBIC、JETROも含めてオールジャパンでそのような機能を高めていこうではないかという、現地で相手国政府と政策対応を十分に行いながら、どのような開発技術があるのか。その中で、どのような具体的なプロジェクトを形成していくべきかという活動をしていく。それを本部からも、本省からも支援するという形が取られようとしております。そのような意味では、松本委員がおっしゃったような方向になると思いますが、全ての在外公館・在外事務所が出来ればはございませんので、その部分については本部から調査の方を送るという形で対応していくということだと思います。

- **國島共同議長** はい、西井委員どうぞ。
- **西井委員** フィリピン情報センター・ナゴヤの西井です。要請書に至るまでの段階は、非常に重要だということのお話が再三ありまして、それについて少々質問なのですが、今在外プロ形ということで、新しい取り組みをしていると聞きましたが、在外公館にいらっしゃる、各省庁からの出向の職員がいらっしゃるかどうかと思うのですが、そのような方

達がされるということでしょうか。それとも別の形で、そのような方というのは現地政府の方と交渉しながら、省庁からの意向もあるでしょうし、そこに基づいて交渉するということもあるかと思います。要請書へいくまでの段階で、環境社会に配慮したアプローチの仕方の時に、なんらかの省庁ごとのガイドラインに基づいてされているのかということをお聞きしたいと思います。

- **國島共同議長** はい、どうぞ。
- **鈴木** 在外プロ形のやり方ですが、通常は JICA 事業で行っておりますので、在外事務所が、例えば保健の分野で協力をするということの先方政府の案件形成能力を協力したいという時には、基本的には現地のコンサルタントなり、現地にいる一般の民間の方と契約をして案件形成を行うということが通常でございます。ですから、在外公館にいらっしゃる各省からのご出向の方が、これに携わるということとはございません。

環境社会配慮が必要な案件がある、あるいは住民からのヒアリングですとか、参加型で形成しなければならない案件があれば、実際にコンサルタントが現地の NGO の方と協力をする、もしくは現地の NGO も含めた契約形態にして、そこを含めた案件形成をしていく。その場合には、当然ながら現地の途上国の政府とも、もちろん議論はしますし、どのような具体的な案件がいいのかということ为先方と十分議論しながら行っております。ですから、ここで在外公館に行っていられる各省関係の方々がそこに関与するという事は、ほとんどないというのが現状だと思います。各省の方々が持っているガイドラインがどのようなものかというのは、私は承知しておりませんが、おそらくその部分とは在外プロ形とはかなり切り離して、我々の事業は実際に形成されているというのが現状でございます。
- **國島共同議長** はい、作本委員どうぞ。
- **作本委員** 私が今聞いている中で、どうも矛盾している立場が 2 つあるのではないかとこのような感じがしました。1 つは、現在プロ形が実施される 2 つの場合がある。要請を受けてから行う場合もありますが、案件発掘のためのプロ形というもの。これが最終的にはキャパシティを向上させたり、あるいは要請書の**エラボレート**ということで、役に立つ側で説明される。私もそういう意味では、このようなプロ形というものを通して、いい案件が出てくるならば、どちらの側が行ってもいいのではないかと考えていました。しかしもう 1 つ、先程の外務省の方からのお話で、例えば要請書の中に、この環境項目がない時にも、ここで反映させたいと言っていることと、どう噛み合うのか。私は今ひとつ分からないので、もしこれでプロ形というものをもっと発展させたいのであれば、これは明らかに環境項目を明確に要請書の中で謳ってもらって、そこに具体的に役に立たせるためのプロ形であると言ってもらわない限りは、どちらか 1 つを切ってもらわないと私は納得できません。
- **原科共同議長** 私もそう思います。先程申し上げたことは、そのようなことです。明確にしないと駄目だと思います。

- **國島共同議長** どうぞ。
- **富本** 富本でございます。そのような意味においては、私は前々から申し上げていますが、出来るだけ早い段階からそのような情報を盛り込んでいく必要があるだろうということから言えば、要請書が出る前にそのような支援をして、要請書の中では十分にそのような情報が入ってもらうように確保することが必要だと思います。要請書が出てから、さらにそれを付け加えようというやり方は、非常に手間もかかりますし、相手国政府も十分に用意していない場合もありますので、要請書が出来る前、あるいは出来つつある時、そのような助言をするということの方が、より効率的に出来るのではないかと考えております。これは私の見解でございます。それから、各省の問題についてご質問がありましたが、これも私の在外での経験ですが、私はタイで大使館の中に事務所がありましたので、いわゆる経済班の会議というものに出ておりました。これは各省庁からの出向の方、そして外務省の方もおられますし、JICAのスタッフも入っております。一応大使館としては一体となって活動をしているというように、建前としてはなっております。もちろん各省庁から来られておりますから、各省庁からの指示を受けて、例えばあなたの任期が3年だったら、そこからいい案件を拾ってこいというようなことも言われるかもしれません。しかしそういったものは個人だけの動きで出来るわけではなく、大使館の色々な意思決定のプロセスを通じて、最終的に要請書になってくるわけです。ただ当然ながら環境影響を及ぼす案件については、そこで色々な意見が出されて、淘汰されているということも実際に見ております。そのようなことですから、基本的に言い方が難しいのですが、各省庁から出向されても大使館員である場合には、全て外務省の職員として相手国政府の対応をするということは、原則になっているのではないかと理解しております。
- **國島共同議長** どうぞ。
- **事務局 深田（以下 深田）** すみません。少々補足させていただきます。国際協力事業団の深田でございますが、作本委員のご指摘はもっとものような気もするのですが、私JICAが行っているプロ形というものは、全部案件を作っていこうというスタンスで行っているわけで、胡散臭い案件をこっそり作るということは、あり得ません。もちろん援助というのは途上国相手でございますので、援助を色々な意味で、途上国がきちんと自分達で案件・計画を作って、これをお願いしますというのは、実態においてそうではない。そこにあるからこそ、色々な形で、色々なグループや利害関係者が案件を作っているということは、あり得るとおもいます。

ただ問題は、そのように上がってきた案件を、どうやって我々はきちんと適正にチェックするのかということであって、我々が行っているプロジェクトの発掘形成というのは、JICAが主体的に案件を発掘して、形成して、要請しろという話では決してありません。援助というのは、基本的に途上国側が要請したところから始まるという形式があるわけで、ただ我々が認識しているのは、そのような形で途上国から上がってきた案

件を、いい案件か悪い案件かというのは、なかなか見極めがつかないというのが、先程申し上げた事情があるからこそ、我々の調査活動の一環として、途上国の案件形成というものを手伝う。そのような意味で、我々の案件発掘形成の段階というのは、あくまで JICA の途上国のそのような案件要請に至るまでの過程を支援しているということであって、JICA の主体的な活動という位置づけをすることは出来ない。JICA の主体的な活動というものは、そのような要請を受けて、国際約束を結んでから実施するところで、JICA の主体的な活動であるし、JICA の責任ということが出てくる。

従ってここにおいて、手続きで整理させて頂いているのは、要請がきた段階からということになっているわけで、問題はこの要請を受けた段階から、どのようにして、それまで以前のプロセスが正しかったか、正しくなかったかというのは、松本委員がご提案されたような要請書の段階で、もう少しきちんと書き込ませるといことは、十分あり得るわけで、そのようなところで我々はチェックしていけるはずだし、実際的には事業が実施されたあとの評価を充実させることによって、それはチェックできるのだということであって、あまり案件の形成の段階で各省がどうだったかというのは、少なくとも我々のプロ形の活動の中においては、考え方として入ってこないのではないかという感じが致します。

- **國島共同議長** もう一言どうぞ。
- **作本委員** 私は各省かどうかまでは言っていないのですが、2つの全く違った柱で議論されているということで、1つはこのようなプロジェクト形成をする必要がある。これは相手国の能力をアップするためである。私も途上国の人達が、JICA の人達と汗水を垂らして一緒に働いて、色々な手法を教えているのを見たり聞いたりしておりますので、その間に入って、例えばインドネシア人が一緒になって勉強しているのは良く分かります。ただそこまで一生懸命必死になって、現地のことを考えて、エラボレートして、いい案件で、日本人が各省の方であれ、環境面まで配慮しているのに、何故それがもう1つの柱の要請書の中に現れないのか。何故そこに集中させようとする作業が行われないのでしょうか。私はそこそが本題であって、そこに表されない限りは、国民としてもやはり納得できないだろうというような気がします。私はむしろプロジェクト形成や、松本委員がおっしゃられたことがあるかもしれませんが、そこはむしろ一緒になって汗水垂らして働いてくれて、実際に JICA の方は現場で色々な形の協力をされているのを知っておりますから、そのようなことから言えば、これを削るといことは自分の趣旨で言ったものではありません。ありがとうございます。
- **國島共同議長** 深田委員、どうぞ。
- **深田** すみません。私はその通りだと思います。要するに JICA のプロジェクト形成のカバーライズというのは、まさか全てプロジェクト形成をしているとか、ほとんどそこまで出来ておりません。本当はそのプロジェクト形成のところを、どんどんある意味では途上国側がなかなか出来ないということを前提にして、お手伝いをして、要請の段階

できちんと途上国が自主的な判断によってきちん書き込み、要請してくるというのは正しい方向だと思います。もちろんそのような方向に物事を持っていくというのは、当然だろうと思います。

- **國島共同議長** 少々議長から、先程からのお話を伺っていて、1つ分からないのは、要請書をどんなレベルのものであれ、どんな確かさのものであれ、一旦受け取って次の段階へまわすという段階に入ってしまうと、先程富本さんが、その後で新しいことが分かって中止したり、代替変更するのは非常に大変なのだとおっしゃっていましたが、それはそうでもないのですか。

要するに、どこで舵を切るかということ、もちろんそれは上流のところでは受け取って、あとは実行するというのは、今の日本の行政の基本的な良しとするシステムには非常にマッチしたやり方で、頭ではなんとかしたいというのは分かるのですが、分からないことは漠然とあるでしょうし、やりたい人、あるいは熱意のある人が持ってくるわけですから、あばたもえくぼ、あること無いこととは言わないまでも、ある独特の見方や答えが盛り込まれることも考えられます。

それぞれの段階で舵を切れるというシステムに変えていくことの方が、これからのことを考えると良いことのように思うのですが、今までのお話を伺っていると、とにかく最初のところでしっかりやるのだというように聞こえてくるのですが、それはそうでもないのですか。

- **深田** それは、そうではないと思います。ただ、今言えることは、仮に要請が100件上がってくる。それを先程説明した現地のODAタスクを強化して、あるいはプロジェクト形成調査を強化して、100件の中からもっといい案件を20件に絞って出すようにするという事は、今政府の中で検討されておられることであって、その段階でそれを進化させるのか。環境社会配慮ガイドライン上のことだけでなく、援助の妥当性というより一般的な意味からも、そのようなところで更に我々は努力をしなければいけません。

それからもう1点は、まさに國島共同議長がおっしゃったような要請のあった段階で、それでもうあとはすぐ採択にいつしてしまうのかといえば、それはここに書いてあるようにそうではありません。それでまだ疑問があるものについては、そこで場合によっては調査をして確認をしよう。それはまだ採択されておられませんので、ここに書き込んであるわけです。それからさらにご議論頂かなければならないのは、採択になり、S/Wにおいて、仮に調査の過程で重大な影響が判明した場合には、ここでもうこの開発調査は中止しますといったような、これはある意味では小川委員も提案されていることだと思いますが、そういった状況をどのように書き込むか。

色々な段階で影響がはっきりした時には止めますというところを、今までの現時点ではまだ十分出来ておりませんので、それを書き込んでいく。それから例えば無償資金協力であれば、基本設計調査の提言を受けて、EIAだけでなく、住民移転の手続きというのは、基本設計調査の段階では実施されない場合がありますから、それを受けて逆に無

償供与する時に、そのような手続きがきちんとされたのを確認してから、無償を供与するというような形にもものを持っていく。今はまだここまで書き込んでおりませんので、重要なことは外務省において検討頂いているのであろうと思うし、頂くことだろうと思います。チェック段階を色々入れていくことなのだと思います。

- **國島共同議長** 山田委員、どうぞ。
- **山田委員** 深田さんの発言に補足する形ですが、もちろん富本さん、深田さんもおっしゃったように、援助の最上流の段階を強化することによって、よりよい援助が出来ることは間違いないと思います。同時に、一度要請がきたら、それを变えるのは、困難だということはない。おそらく富本さんもそのようにはおっしゃっていないと思うのですが、何度もチェックポイントをおいて見直す機会がある。少なくとも無償資金協力においては、ますますそのような傾向を深めていて、そうしたプロジェクト形成が十分出来て、誰が見てもいい案件だというのがたくさんあればいいのですが、現実はいかにないので、調査をかけたり、更に情報収集をしたりして、そこから本当にこれでいいのかチェックする。

現実問題として、要請から実施に至るまで、その通りになるという案件はほとんどありません。色々な段階でコメントが付いて、大使館からも、JICA からも、もちろん外務省の中でもこれは要請規模が大きすぎる、あるいは技術レベルが十分でない、環境社会影響のこの点についてきちんと考えているのか。何度も立ち止まって、考え直す機会がありますし、それをある意味確認しようというのが、この環境社会配慮ガイドラインの役割だろうと思うし、一人一人が配慮するだけではなく、組織全体が共有できるようにするというのが、このガイドラインの意味ではないかと思います。
- **國島共同議長** 原科共同議長、どうぞ。
- **原科共同議長** 今の外務省のお答えのように、外務省が色々ところで意思決定をされるわけです。採択を決めるとか、支援をきめるとか、その透明性が大変に問題だと思います。ですから、そのあたりがどのような形で担保されるかということ。それに JICA がどうコミットするのかということ。外務省と JICA の関係はきちんとしておかないと、JICA が色々調査をしても、その結果どう意思決定に反映されたのか、よく分からないということでは困ります。それはどのように考えればよろしいですか。
- **國島共同議長** 今度独立行政法人になられるので、外務省から少し独立的になるのですか。
- **山田委員** 現実問題として、JICA のコメントというのが反映されないことは、ありえないと思います。JICA は援助のプロですし、他方 JICA がやりたいと言っても、予算がないからやらないということも十分にあり得ます。それから独立行政法人になっても、JICA としてその国の開発を考えていくという立場からどうだということについて、コメントというのは尊重されるのだと思います。ただその透明性という時に、実際 JICA から外務省に色々コメントがきて、日々我々はそれを見るわけですが、それをどのよう

に明らかにするのはなかなかむずかしい。例えば JICA のコメントも、「このような問題がある。ただこれは、このようにしたら直る可能性がある」というものだったりする。

それは無償資金協力でいえば、基本設計調査の段階で、修正するように相手国に助言をするなり、計画を少し変えて下さいということを行いますし、それは日々の外務省と JICA の対話のプロセスで、そのようなことが行われています。実際どのような形で公開されるかというのは、それは報告書だと思います。予備調査なら予備調査の報告書、基本設計調査なら基本設計調査の報告書。最終的に基本設計調査を基にして、E/N などが結ばれますから、現に色々な形での評価とか、あるいは会計検査院が見たりする時などは、基本設計調査にこう書いてありますが、この通りになっていますかという形では、チェックをされているということになっています。そのような報告書を公開するということによって、公開が担保されるのかということになります。

- **原科共同議長** そうしますと、先程の松本委員の提案「2-6」でされておりますが、このような手続きは、今おっしゃったような形で、だいたい満たすことが出来ると考えてよろしいのですか。
- **山田委員** そうです。ただ JICA のコメントのみならず、大使館のコメントもそうなのですが、やはり段々変わっていくわけです。初めはこのような問題があったが、実はよく調べてみたら問題がなかった。それは解決された、あるいは最初は気が付かなかったことが後から出てきたということもありますので、どの段階で公開していくのか。例えば予備調査の報告書を出すというのは、ある程度関係者がいわば精査したところから出しますので、最初の段階の JICA のコメントや大使館のコメントは、後から見るとピントはずれだったということもある。

もちろんそれは、公開してはいけないということではないのですが、ただそのような性格のものであるということを理解しないと、初期のコメントにこう書いてあるから、おかしいではないか。でもそれは後になって修正されておりますので、そのようなことを前提におかなければなりません。例えば予備調査を仮に行った段階であれば、その段階の評価・コメントということであれば、かなりの正確度があるので、そのようなものをいわば公開するというのが、コメントを公開するというのはなかなか難しいのですが、報告書という形になれば、そこはある意味客観的に出てくるかと思えます。ただ私が先程から申し上げているのは、主として無償資金協力の話なので、開発調査は別の段階やステップがあるのではないかと思います。

- **國島共同議長** 今の山田委員にご質問ですが、先程要請書がきて、それが実際のプロジェクトとなるまでに、当初の予定のおりになることは殆どなくて、なんらかの検討が加えられ、修正がされるというお話だったのですが、先程の田島さんのご意見で、停止されるということも、かなりあるということですか。
- **山田委員** まず要請書がきて採用しないという場合は、ある意味では、停止されている

わけです。予算的な制約もありますし、これは行いたいけど問題が大きすぎる。例えば、環境社会配慮が非常に大きいということであれば、そこで大使館や JICA はやるべきではないというように判断して、相手に答えることも停止でありますし、それからそこはよく分からないけれど、予備調査を出してみよう。予備調査でそのような問題が解決可能であればやりましょうということになります。ちょっとこれは解決できない、あるいは日本政府として協力するのが適当でないという結論が出ることもありますし、結構あります。

- **國島共同議長** それはしばしばあるのですか。
- **山田委員** はい。それから発想を最近では転換して、従前はやはり予備調査をしたら、前に進まなければならないのではないかという考え方が強かったのですが、予備調査のようなことをしても、場合によっては予備調査の結果、なしになることも止むを得ない、十分あり得るのだという考えです。そうしないと、どうしても調査をしたら必ずするのだらうという、前々回の委員会でも意見がありましたが、そうではなく、本当によく調べて、修正が出来るものがあればもちろん対応しますが、そうではない場合は、撤退することも常に念頭において考えているということです。
- **國島共同議長** そうですか。私が今まで色々な人に、色々な状況を伺った時に、一旦始めてしまうと、なかなか停止が出来ないということで、変更や修正はそれなりにされるのだと思いますが、結果として止められないことで、あるいは止めることが非常に難しいので、最後の結果が、今回環境社会配慮のみならず、環境影響という面でも、ちょっとこれはひどいのではないかということが、いくつかなってしまうと私は理解していたのですが、今のお話を伺うと、なかなかそうはならないというように聞こえました。
- **山田委員** 更に進んで、基本設計調査までいきますと、これは客観的にみて基本設計調査をしながら、無償援助をしないということは極めて少ないです。しかしそこは、理論的にはポイント オブ ノーリターンではありません。しかし実際上はそうなっている。基本設計調査までしたら、実施するのだらうと関係者みんな思っています。その前に判断する機会を、なるべく増やそう、なおかつ色々な考えを入れようということで予備調査を行うとか、さらなる情報収集を行うということはあるのだらうと思います。
- **原科共同議長** いいですか。その場合、基本設計調査でもポイント オブ ノーリターンではないとおっしゃいました。そうすると判断するチャンスが、立地調査の段階、基本設計調査と、始まってから 2 回あるわけです。その時に、止めるべきかどうかという判断の根拠として、おそらく外部の専門家とか、国民の声、現地の人々の声など、そのような声（広い意味でのパブリックの声）が反映されないと、実際は起こりません。そのようなシステムに今はなっているのですか。そのあたりが非常に気になります。
- **國島共同議長** 深田委員か富本委員、どうぞ。
- **富本** 基本設計をいくつか行った、あるいは行っているものを見つつお答えするのですが、山田委員がおっしゃったように基本設計調査まで進みますと、実施に移るとい

とが確保されるということは事実です。ただし、その色々な仕組みを考えつつ、今おっしゃったようなパブリックヒアリングを確保するというのを、相手国政府に促すような仕組みを取り入れる。全ての案件に取り入れるわけではありませんが、いくつかの段階で取り入れられるような工夫をするということ、今考えております。

ここで議論されているような方向性が出されれば、そういったものをより詳細に、どのような手続きを踏んで行えばいいか。やはり私も考えるのですが、先程からオーナーシップというお話もされておりますし、相手国政府の意向というものを、是非とも尊重したいというのが、まず日本の国の考え方です。その政府がどれくらい住民の意向というものを確認した上で要請しているかという点も、もう1つ重要なことだと思います。ここももちろんオーナーシップを尊重しながら、かつそういうことが確保されているということ、やはり JICA 側としても、外務省側としても確認しなければならないということは、実はそこが非常に苦勞する点だと思います。従って、ここでご議論している1つのガイドラインが出来れば、そういったものはより確保できるのではないかと考えているわけです。

○ **國島共同議長** はい。では田中委員から先にどうぞ。関連のことでしたら、深田委員どうぞ。

○ **深田** 2点あります。田島さんのところで、認識が若干正確ではないと思うのは、無償資金協力は、最初無償資金協力をコミットしてから、基本設計調査に入るわけではありません。基本設計調査はあくまで、無償を行う大前提があってから行うものではない。大概基本設計調査をしたものは、もちろん繋がりますが、ここでいうプロジェクトが停止されても異論がないというのは、基本設計調査ではあり得ません。プロジェクトを何も約束していません。従ってそこは少々違うであろうということが第一点。

それから二点目ですが、私はさらに、基本設計調査の過程と無償としての決定を、きちんとチェック方法を設けて行う一つの方法として大事なものは、M/M (Minutes of Meetings) というところです。最初に基本設計調査をする時に、相手国と色々合意をする時に調査の過程で、事前に分かり得なかった重大な結果が出た場合、あるいは EIA をしたあと非常に重大な結果が出た時には、基本設計調査そのものをそこで止めるということは、今後あり得るのだろうと思うし、むしろ基本設計調査というよりも、これは開発調査の S/W の方だと思います。開発調査の方が規模が大きいですから、調査の過程で重大な影響が分かった時には、そこでその開発調査はストップしますというのを、相手国側とどのような形で合意をするかというのが1つあると思います。

○ **國島共同議長** 田中委員、どうぞ。

○ **田中委員** JICA 国際協力専門員の田中です。今日のご議論で、私は要請段階をどうするかということですが、最初のプロジェクトの上流位から最終的に、例えば開発調査が終わって、今日は JBIC の澤井委員はお休みですが、JBIC の方々がそれを審査して、有償資金協力をする。そしてものが出来て、モニタリングをするという一連の流れの中

で尤も大切な部分が、要請段階をどう考えるかということだと感じております。その場合に、私は議論をする中で、開発調査というものを、やはり一番メインにおいた上での議論というのが、ひとつ重要ではないかと思えます。

ちょうど環境省の小川委員が書かれている文書も、このプロセスに関し、特に開発調査を念頭におくと、以下の点について方針を定めることが必要と書かれておられます。開発調査もたくさん数がございますが、特にダムですとか、鉄道の新設、道路の新設、大規模灌漑施設。こういったことは、環境問題や住民移転も含めて、大きなインパクトを持っております。こうしたプロジェクトというのは、通常相手国はナショナルプロジェクトだとおっしゃいます。もしそれが国のプロジェクトとして、国が認知しているものを要請書として出してくるのであれば、当然国内のお金で作ることが出来なければ、JBICのお金（有償資金協力）をお願いしたいということで、要請が出されるケースは少なくないと思えます。

その際に、そういった国家レベルで行うようなプロジェクトであれば、当然その国の法EIA（環境影響評価）の対象となるプロジェクトがほとんどだと思います。そのようなプロジェクトの環境面と住民移転についても、情報を書いて、かつ自国の環境影響評価法の中で、どのようなステージで自分達事業実施主体としては、このプロジェクトを形成して行って、そこで足りないエンジニアリング部分と、足りない環境配慮部分を日本にお願いしたいという要請がきて当然だと思っております。これはナショナルプロジェクトという意味でのプロジェクトです。ところが現状の要請書の中に、そのようなことが書き込まれていない場合は、後ほど議論になるかと思えますが、カテゴリをAからCまでに分けること自体が、現実問題として非常に難しいと思えます。

実際出てきたものに対して、これは問題だと思われる場合には、JICAあるいは外務省の方々を通じて、先方に「これはどのようなことですか」とまた聞き返すこともやりますが、そのようなプロジェクトとして熟度が達していないナショナルプロジェクトの場合には、返答がくるのに時間がかかる。あるいは返答することが先方も難しいというようなケースもあると思えます。ですから、要請書の中に何を書き込むかというのを、松本委員が書いておられますが、ここの部分は是非議論を重ねて、本当に現実的なもの、かつ落としてはいけないものを要請書の中の項目に書き込むということを十分に議論することが、カテゴリ分けの前提になるのではないかと、そのように思っております。以上です。

- **國島共同議長** 松本委員の「2-2」の案について、田中委員のご意見はどうですか。
- **田中委員** この中に私がもう1つ入れていけばいいと思うのは、相手国の法に基づく環境影響評価制度と、それからJICAに要請した開発調査のステージについて、状況をきちんと書き込んでもらう。環境影響評価の仕組みについても、書き込んでいく項目というのを要請書の中に入れる必要はあると思えます。
- **國島共同議長** 分かりました。ありがとうございます。吉田委員、どうぞ。

- **吉田委員** 議論はかなり情報公開と意思決定に途中から進んでいると思います。それで面白くなってきて、熱が入ってきてしまうのですが、1つは今までの議論の中で、最初の要請の 때가大事だという、その大事さのマグニチュードは、その後の情報公開、あるいは意思決定の仕方などと有機的に関連するわけです。これは1つポイントとして、念頭に置かなければならないと思います。もう1つは要請する時に、その詳細の情報が欲しいということで苦労せざるを得ない。一方それに反して、要請する時はそもそもそのような情報がないから、プロジェクト発掘・形成なのです。この矛盾していることについて、議論していることを我々知らなくてはならないということが2つめのポイントです。この矛盾に対応するために、今田中委員の発言にありましたように、極めてプライオリティの高いナショナルプロジェクトになりますと、要請の中に環境影響調査をまず行ってほしいという要請は、今のシステムの中では出来ないのでしょうか。
- **田中委員** よろしいでしょうか。その行ってくれというのは、日本に対してということでしょうか。通常、環境影響評価は、ASEAN も非常に日本よりもっと進んだ **Public Participation** の項目が入った制度を持った国も多数ありますので、本来その国で事業実施主体が行うというのは原則ですから、環境影響評価をしてくれという要請は本来ないと思います。自分達が行う中で、足りないこの部分をお願い出来ないかという、アセスメントの部分的な要請はあるかもしれません。以上です。
- **國島共同議長** どうぞ。
- **吉田委員** むしろそのような時に、実際例えばダムを作りたいという、社会的・経済的要請でニーズが非常に高い。ビルマの人達がそれを望んでいる。しかし制度もある。実際に高い精度の環境社会調査を行うのは、ビルマではまだなかなか出来ない。従ってビルマから要請があるように、ダムプロジェクトを行いたいのだが、それと同時に事前の情報収集として、環境社会配慮のための調査を先行して、協力してほしいというダブル要請です。事前の要請の上にとというスタイルは、現実的に可能なのですか。今まで我々が議論していることは、そこがきちんと出来ていれば、以外と簡単に進むのではないかという印象を持っております。
- **國島共同議長** どうぞ。
- **鈴木** 基本的にそのようなことは可能だと思います。やはりこれまでの大きなポイントは、まさに今出ております要請書の中に書き込むべき項目を追記するということで、JICA としてどのようなものを環境社会配慮として見ていかななくてはならないのか。何を要件とするのか。あるいは日本の援助として、有償資金協力はJBICのガイドラインが出来ましたし、これでJICAの技術協力とか、開発調査、無償資金協りに係るガイドラインが出来て、日本の援助というのは、このような点を重要視して見ているのだということが分かれば、やはりそこを相手国に示していくということで、相手国がそれについて自分たちでは出来ないということであれば、そこをきちんと情報収集のために協力願いたいということの要請が出てくるということは、十分あり得るのではないかと思います。

ます。

そこにどのように支援をしていくか。それが最初からプロジェクト形成調査のようなところでやり得るのか、もちろん中身にもよるかと思います。基本的な先方政府のアセスというのは、先方政府が行わなければならない部分で、それに対して支援をしていくというのは我々のスタンスだと思いますので、それを開発調査の中の事前調査なり、本格調査をしながら実際に事業を行っていき、最終段階に非常に重要なことが出てくるのであれば、ノーアクションというような調査結果になり得るかもしれない。ただそれは調査の過程で、どの調査でどの程度の規模のプロジェクトによるのか。どの程度の情報収集をして、どの程度のパブリック インボルメントをしなければならないかによって、どのようなステージで絡んでくるかというのは、異なってくるのではないかと思います。

○ **國島共同議長** どうぞ。

○ **富本** 富本でございます。吉田委員のご質問ですが、そのような環境アセスメントについて支援を行ったという例はかつてございますし、これまでも事例でご紹介した中にもございました。次の準備段階のところでも、そのような記述がございます。ただここに入る前に、要するに要請段階での確認ということで、もし相手国政府がそのようなことが出来る可能性は非常に低い、能力が十分でないというようなことも含めて、我々としては確認をしたい。従って向こう側からの書きぶりなども見つつ、どのくらい自分達が見ようとしていることを分かっているのか。

そのような情報を十分自分達で持っているのかどうかということも判断するという意味で、この要請書をどのような形で出して頂くか。そして、出して頂いた要請書の中身が不十分であるといった場合は、田中委員がおっしゃったように何回もやり取りがあります。それでもレスポンスが十分でないという場合に、協力する可能性があるのか、止めた方がいいのかという判断もあると思います。そういった次のアクションをとるための色々な情報を集めるという意味から、ここは非常に大事だということを思っております。

○ **國島共同議長** 少々よろしいでしょうか。今のお話で、吉田委員の事例を使わせて頂くと、例えばダム建設の要請書が出てくる直前の段階では、どこかの川のある時点で、ダムが出来て、どのくらい水に浸かってということが明快に分かるような、そこまでのデータが普通要請書に付いてくるものなのですか。もう少し大雑把に、このあたりの川の中流域に、このくらいのメガワットで、だいたいこれくらいの影響というのが要請書ではないのですか。

○ **富本** 例えば F/S のレベルの要請があったとすれば、その前に当該国の政府として、プレ F/S という段階で、おそらく図上によってダムを作って、高さをこうすれば、どの地域が水没するかというような検討はしている。あるいは場合によっては、必要な現地での踏査というものを行っている場合もございます。そういったデータも加味されます。そういった調査というのは、自国のコンサルタントが行っている場合もございます。そ

れを受けて、さらに詳細な調査を行ってもらおうということです。

- **國島共同議長** ということは、要請書のその時点で行った環境影響評価の内容が、進んでいくに従って、大きく変わってしまうということは、ごく当たり前のことであるというように認識してよろしいのでしょうか。
- **富本** 色々な場合があるかと思いますが、相手国政府なりに非常にイニシャルなレベルでの環境影響評価というものを調査している場合もございます。しかしそのスコープや内容、方法論は必ずしも十分でないということです。そのようなことがあります。
- **國島共同議長** 作本委員、どうぞ。
- **作本委員** 今のお話を聞いておりまして、やはり要請書というものは、尤も大事である。そこに環境配慮というものを書き込んでもらうということも、大前提に近いのではないかと思います。私が1つ足りないと思うのは、私は昔、環境社会配慮とは何かというような研究会が日本にいくつもありまして、実際にそれを項目分け、カテゴリ分けするためのプロジェクトがいくつあったかという、数えてみると思い出せないくらいあると思います。そのようにもし同じ質問を途上国側に投げたとしても、なかなか相手国政府はすぐには（この内容を）理解できないのではないかと思います。やはり先程鈴木さんがおっしゃったように、このボールを投げるにしても、環境配慮の項目で具体的に、松本委員が書かれた「2-2」のように、枝分けして並べてみる。それがやはり今出来る最大のステップではないかという気がします。以上です。
- **國島共同議長** 田中委員、どうぞ。
- **田中委員** この要請書の中に、松本委員がお書きになったようなことを、みんなで議論して書き込んだ場合には、問題になるのはナショナルプロジェクトだと言われるような大型インフラの場合に、これがきちんと書いてなければ、審査・採択が難しいという話になると思います。それ以外のB種案件、あるいはC種案件というのは、そこがなくても、あとのTOR(Term of Reference)を見ながら、日本サイドでこの環境配慮のここがなくても、カテゴリCとして対応できるということが判断できるような要請書の項目として環境社会配慮が入っていなければならないと思います。その場合（無償資金協力の場合）には、ほとんどCでした。以前JICAでお配りした資料の中で、A種というものもございましたが、これはやはり本来無償というよりも有償資金協力、あるいは開発調査を行ってから、無償につなぐものです。実際そのような対応を今JICAでは行いつつありますが、そういった時にどこのカテゴリかというのを、きちんと把握する意味で、要請書の中に環境社会配慮の必須項目が書かれるようになれば、全ての技術協力プロジェクトも含めて、新しいフォーマットでも十分対応できるし、多くはその項目が書かれていなくても、協力が出来るというC案件のカテゴリ・数になっているのではないかと思います。
- **國島共同議長** みなさんのご意見を伺っていると、まず要請確認段階の話は、今の事務局の原案に、松本委員から出して頂いた環境社会配慮のことを、事務局でもすでに確認

するよという文言は書かれておりますが、それを盛り込んだ形で進めることを標準とするよというよなことで、だいたい皆さんの意見はそのよな形ではないかと理解しました。そのよなことでよろしいですか。

- **原科共同議長** 基本的にはそのよなことだと思います。もう1つ別の観点でいいですか。1つは今までのご議論を伺っていて、当該国がなかなか対応できない場合に JICA が手助けをする。支援するわけですから。そして出てきた案件を審査する。審査すると、自分が調査して作った案件を、自分で審査するのはどうかと、普通は思います。審査をする担当は、JICA の中に設けます。そのあたりの審査の客観性というものは、どうしたら保てるとお思いますか。

- **國島共同議長** これはあとのモニタリングのことですか。

- **原科共同議長** いえ、モニタリングではなく、この要請の段階が大事なのです。JICA として内部審査して、その結果コメントを外務省に送るわけですから。そのコメントが適切かどうかということの確認が大事だと思います。

- **富本** 確におっしゃるとおり、いい要請を出させて、それを自分で審査するというのは、自己矛盾に陥るかもしれませんが、先程深田部長が言っていたように、全ての案件について、まだ作業が出来るわけではありません。プロ形のような作業ができるわけではありませんので、まだまだ不十分な場合がある。基本的にはそういった案件については、まず調査を担当する事業部が検討をする。それから地域部も検討するということでございます。

その結果を取りまとめて頂いて、最終的にご提案のよな審査機能を持った課が、特にカテゴリ A で非常に重要だと思われる案件について、そういったプロセスを経て、審査したかどうか。要するに第二次の評価をするということですから。そういった機能をもって、いわば若干事業部とは対立とまではいきませんが、事業部の考え方は中立的な立場で見直すということが、JICA の内部でも必要ではないかと思っております。そのよな意味での、まず要請段階での審査と、それからその後のプロセスでも当然審査機能の課が絡んでくるわけですが、全プロセスにおいて、若干監査的な立場から物事を見るということは内部であっても必要かと思っております。

- **原科共同議長** その場合に、内部のメンバーだけではなく、外部の専門家などの力を借りる、あるいは色々な NGO 代表等の声を聞くというよな方法もあります。例えば地方自治体のアセスメントの制度では、47 都道府県と 12 政令市の全てがアセスの制度を条例化してござりまして、全て審査会があるわけですから。この審査会は、この間ご紹介したよなように、行政から一歩離れた位置づけです。もちろん審査会の設置主体は行政です。我が国ではこのよな格好をとってござりますので、このよな考えも入れてみてはどうかと思っております。

- **富本** そのあたりのことについては、この委員会でご議論頂いて、提言の中に盛り込んで頂ければよろしいのではないかと思っております。具体的な体制については、その提言を受

けて、どのようにするか検討させて頂きたいと思うのですが、まずはここでご議論頂きたいと考えております。

- **國島共同議長** もう1つ議長として、要請確認段階で、皆さんのご意見のように、環境社会配慮を項目として入れるということで結構だと思うのですが、出来るだけしっかり詳細に行うことが、一生懸命行うのは必要かと思うのですが、そのとにかく一生懸命行うという考え方と、基本的な項目について少々荒くても、項目を押さえて、次の段階進ませたところで、またさらに行うというように、とにかく入り口の上流できちんと細かく行おうとして、うまくいっている例はあまりないと思います。

例えば東京大学の入学試験はひどいものです。入り口で一所懸命して、良くなっていると思いますか。公共工事をどんな業者にさせるかということを入り口で一生懸命していても、結局全体のプロセスの結果を見ると大したことはないということなので、ここはここで重要だということ認識して頂いたあと、次の準備段階、実施監督段階のバランスをとった形で進めるということで、とりあえず最初の段階を考えるということがいいのではということで、私は皆さんの意見を聞いておりました。資料を出して頂いた松本委員はいかがですか。

- **松本委員 (メコン・ウォッチ)** 私はぎちぎちしているつもりはありません。これでもさらっと進めていると思います。議論される方のほうが、熱が入っていたということで、私はほとんど議論に参加できないくらい、皆さん熱かったのですが、ただ國島共同議長のようにいうならば、この発掘段階では、最初に書いてある「2.プロジェクトの発掘段階」と書いてあるところの3行なのです。ここをまず目指せばいいのではないかということは、了解と申しますか、この場である程度コンセンサスをとりたい。

具体的な内容はともかく、実は「2-1」「2-2」と書いてあるこの項目が、私にとっては大きいのです。どのような場合にプロジェクト形成調査を行うか。要請書に書き込む内容は、きちんとするべきだ。JICAのコメントを的確なものにするための方法を考えるべきだ。そのコメントに対する基準もある程度決めておくべきだ。それを責任あるものとするための方法は、担保しておくべきだ。それを意思決定に反映するべきだ。この6つの柱なのです。あとは細かく書いてありますが、少なくともその柱は必要だというコンセンサスは大事だと思っていますし、先程の山田委員のお話にもあったように、確かにディテールのところでは色々あるかもしれないが、こういった柱は必要かという点については、少なくともコンセンサスが欲しいと思っています。

- **國島共同議長** はい。ありがとうございました。田中委員、どうぞ。
- **田中委員** 私もぎちぎちしているつもりはありません。書いておくべきことが書かれているというスタンスでございます。
- **國島共同議長** はい、分かりました。理解が悪く、すみませんでした。
- **原科共同議長** 一言だけよろしいでしょうか。そのような意味では、山田委員がご説明頂いたことは大変私はいいいことをお聞きしたと思います。つまり要請段階で決まるわけ

ではない。我々は要請段階で決まっているのではないかと過去はそのような傾向があったわけですが、これからは違うとおっしゃいました。それは大事なことです。そのようなことであれば、國島共同議長がおっしゃったように要請段階で使える情報の範囲で判断して、その次の段階で、3つのスキームそれぞれについて、2段目、3段目でストップして見直しができるような仕組みであればよろしいかと思えます。それは、そのようなことだと考えてよろしいですね。

- **山田委員** 要請段階で書き込むべき項目は、きちんと相手国が書き込んでくれれば、むしろ我々も仕事が楽ですが、しかし現実には先程も申し上げましたように、いくらこちらが書き込んで欲しいと言っても、なかなか書き込んでくれない、あるいは書き込む能力がない。国によっては、あまり書き込むと、かえって採用されないのではと思って、AをB、Cと控えめに書いてしまうかもしれない。そこをもしかしたらドナーとしての責任できちんと、疑いの目を持ってというのは失礼ですが、本当に大丈夫かということ客観的に見なければなりませんので、最初の要請の段階であまりきちんとやることは、そもそも期待できないのではないかと。相手に要望することはできますが、なかなか実際にはきちんと書いてきてくれるか、それは信頼できるかどうかという、そう簡単にはいかないということの色々申し上げた次第です。
- **國島共同議長** ありがとうございます。今日の予定の時間もあと5分になりましたので、実質的な議論は一応「1-2手続き」の(1)を一区切りということで、次回一週間後になりますが、その時は準備段階から順番に従って、議論を進めたいと思います。
- **松本委員 (FoE Japan)** すみません。今日(1)の議論が終わりですか。
- **國島共同議長** 終わりではないです。一区切りです。
- **松本委員 (FoE Japan)** 次回も(1)の議論をするつもりですか。
- **國島共同議長** 一応(2)から始めるつもりですが、ビューローで打ち合わせをしたいと思えます。何かあればどうぞ。
- **松本委員 (FoE Japan)** 一点だけ。スクリーニングのプロセスについて、この松本委員の提案でも、JBICのスクリーニングの手続きをそのまま適用してはどうかというようには書いておりませんが、JBICと同じようにあわせるのがいいのではないかと思えますが、JICAの提案の中でこれが少々抜けている点とところがあります。これが何故抜けているのか確認したい点があるのですが、JICAのスクリーニングのプロセスの中では、いわゆる事業の特性と、地域の特性。この2つに限られているようにみられるのですが、JBICの中でもう1つ重要な項目が入っておりまして、これはプロジェクトの内容程度、あとは不確実性。これが大きいものに関しては、やはり環境の影響が大きいかどうかははっきりしない場合も、これをCにしてしまわないで、BかAにして、慎重な環境配慮をするということが必要ではないかというような項目を1つこの事業特性・地域特性にプラスして、入れ込む必要があると思えます。この項目があえて入っていないのか、何か説明があればお聞きしたいのですが。是非この項目については非常に重要な

項目ですので、スクリーニングを行う時の指標として、必ず入れて頂きたいと思っております。

- **國島共同議長** すぐにお答え出来るのであれば、お答えして頂いて、次回でも結構です。
- **鈴木** JBIC の方に書いてある、プロジェクトのセクター表、プロジェクトの環境負荷、内容程度、不確実性という部分でございませうか。
- **松本委員 (FoE Japan)** はい。
- **鈴木** 次回にさせていただきますでしょうか。確認させていただきます。

-----◇-----

- **國島共同議長** はい。あと今日お配りしました資料で、前回の議論の法的位置づけの件について、最後の「EC.10/5」と手書きで書いた資料がございませう。これは福田さんという方から出して頂いたのですが、お見えになっていないので、代理で松本委員からお願いいたします。ご説明頂けませうか。
- **松本委員 (メコン・ウォッチ)** すみませう。昨夜 10 時頃の議論の結果これが出てきました。本人がきておりませうが、すでにこの委員会の中で、特に森嶋委員から出てきております、ガイドラインの法的な位置づけの件についてのコメントです。

この場では、確か業務方法書を政令と位置付けておりましたが、我々の認識では、業務方法書そのものは政令ではない。JICA の場合でいえば、JICA が作成して、主務大臣の認可を受けると事業団法に書いておりますので、政令ではないのではないかという認識です。それはさておき、この業務方法書に記載するということ、森嶋委員は提案されておりますが、業務方法書に記載する事項については、主務省令で定めるというようになっています。そこで主務省令を見てもみますと、JICA については主務省令に環境社会配慮のことを書くように定めておりませう。これが JBIC と大きく違っておりまして、JBIC は主務省令の中に定めるように書いてあるので、JBIC は業務方法書に書いてあるという違いがあります。

そこで、省令をどうしなければいけないという話は、この場では非常に難しい話だと思ひますが、もしできれば最後から 2 番目のパラグラフになります、基本的に森嶋委員がおっしゃるよう、ガイドラインの法的な位置づけをしっかりとするためには、業務方法書の中に書き込む必要がある。即ちそれを定める省令の中に定めるべきであると考えております。したがって、今後国際協力機構に改組するにあたって、外務省が独立行政法人通則法第 28 条第 2 項に基づき、業務方法書に記載すべき事項に関する省令を作成する過程の中で、記載すべき事項としてこのことを書く。それに従って、業務方法書の中で JICA も書く。書き方としては、実は最後に書いてありますが、今の JICA の書き方よりも、もう少し踏み込んでガイドラインが業務によって守られるべきルールであり、JICA が主体的にコンプライアンスの責任を担っているということが伝わるような書き方を、業務方法書の中でしてほしいというのが、このコメントの趣旨でございませう。

従って、2 つあります。1 つは外務省がこの省令を作成する際に、環境社会配慮を業

務方法書において定めるといふことを是非入れて欲しいといふこと。そしてそれに基づいて、業務方法書の中でしっかりとコンプライアンスを持って、業務に望むという姿勢を JICA 自身に示して欲しいといふことが、このコメントの趣旨でございます。以上です。

- **國島共同議長** でも、今の要請に関して外務省の返事がいかなるものだろうとも、ここで言う審議そのものには大きく影響されないという理解でよろしいでしょうか。
- **松本委員（メコン・ウォッチ）** ただやはり森嶋委員の中からも、ガイドラインによって変わるとおっしゃっておいりました。
- **國島共同議長** それによって少しトーンが変わるといふことですか。
- **松本委員（メコン・ウォッチ）** トーンは変わらないと思いますが、外務省の方ですぐにお答えが聞けるのであればお答えを聞きたいし、もちもち帰るのであれば持ち帰って頂きたいと思ひます。
- **國島共同議長** 次回でもいいとうことですね。
- **山田委員** これは持ち帰って検討する必要があると思ひます。省令に書くかどうかといふことも1つですし、省令にはその他やオーバーオールなキャッチになりますので、省令に書かなくても、業務方法書に書くことはできます。それに業務方法書以外にも、この間の JICA 中期目標に書くなど、どのようなやり方があるかといふのは、問題提起を受けて、外務省として今正式な見解はできません。
- **國島共同議長** ですから、この資料のご趣旨を理解して頂いて、次回にそれなりのお返事なり反応をお聞かせ頂ければと思ひます。といふことで、ちょうどお約束の17時になりましたので、本日の委員会はこので閉会させていただきます。次回は一週間後の6月27日になります。事務局から最後にお願ひします。
- **鈴木** 今日お手元の資料4番に書いておりますが、6月27日金曜日14時から17時までといふことで、次回は市ヶ谷の国際協力総合研修所の国際会議場でございます。何回かそこで会議をしております。あちらで行うことになりますので、よろしくお願ひ致します。
- **國島共同議長** では、今日はこれで閉会に致します。お忙しいところお集まり頂きまして、誠にありがとうございました。

-----◇-----

午後十七時二分 閉会